

平成29年度決算 参考データ集

～データで見る京都市財政のあらまし～

決算収支の状況と

他都市比較で見る京都市財政の特徴

平成30年9月
京都市行財政局

目 次

I 29年度決算の状況

1	決算収支の状況	1
	(1) 一般会計の実質収支	1
	(2) 公営企業会計の決算収支	2
2	歳入	3
	(1) 一般財源収入	3
	(2) 市税収入	3
	(3) 地方交付税及び臨時財政対策債	4
3	歳出	5
	(1) 性質別経費	5
	(2) 行政目的別経費	5
4	市債	6
	(1) 市債残高	6
	(2) 市債（臨時財政対策債を除く。）の新規発行額と償還額	7
5	財政健全化法に基づく健全化判断比率	8

II 他都市比較で見る京都市財政の特徴

1	歳入	9
	(1) 市税	9
	(2) 地方交付税及び臨時財政対策債	11
2	歳出	13
	(1) 人件費	15
	(2) 扶助費	16
	(3) 公債費	17
3	財政調整基金残高	19

用語の説明

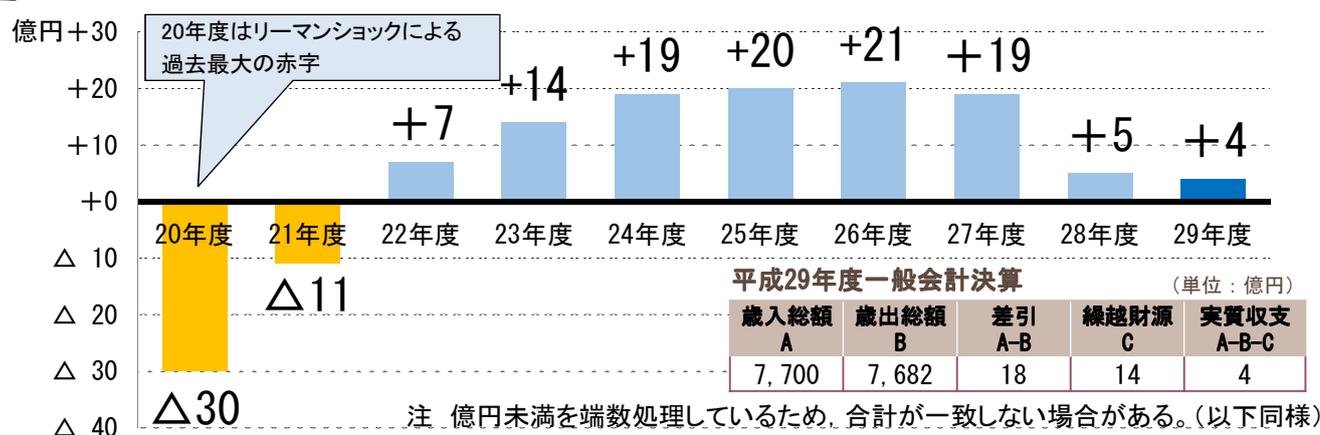
- **実質収支** (p. 1, 8)
一会計年度の決算において、収支が赤字であったか黒字となっているかをみるための指標で、当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除して算出
なお、前年度実質収支と当該年度実質収支の差額が「単年度収支」である。
- **財政健全化法** (p. 8, 18)
地方公共団体の財政破綻を早い段階で防止することを目的に、平成 19 年に成立した法律。地方公共団体の財政状況を、全会計の収支の状況、借入金の償還負担の大きさ、将来負担しなければならない経費の大きさなどを示す五つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率（公営企業））により判断し、指標が一定の基準を超えた地方公共団体は、財政健全化計画等を策定し、早期の健全化に取り組まなければならない。
- **臨時財政対策債** (p. 3, 4, 6, 7, 9, 11, 12, 17)
地方交付税の不足を補うために平成 13 年度に創設された赤字地方債。将来の元利償還額が、地方交付税算定の際の基準財政需要額に算入されることとなっており、いわば地方交付税の前借りともいえるもの
- **普通会計** (p. 9～19)
各地方公共団体の財政状況を把握し、地方公共団体間の財政比較等のために用いられる統計上、観念上の会計。一般会計を基本にして一部の特別会計を合算し、会計間の重複を控除したもの
- **基準財政需要額** (p. 12)
地方交付税算定のための基礎数値として、地方公共団体が合理的かつ妥当な平均的水準で行政を行った場合に要する財政需要を一定の合理的な方法で算出した額
- **基準財政収入額** (p. 12)
地方交付税算定のための基礎数値として、地方公共団体が標準的な税の徴収を行ったという前提条件の下に歳入額を算出したものであり、標準税率で算定した地方税等の収入見込額（標準税収入額）の 75%分に地方譲与税等を加え算出される。（残りの 25%分は、「留保財源」と呼ばれ、各地方公共団体の独自施策等の実施に充てることができる。）

29年度決算の状況

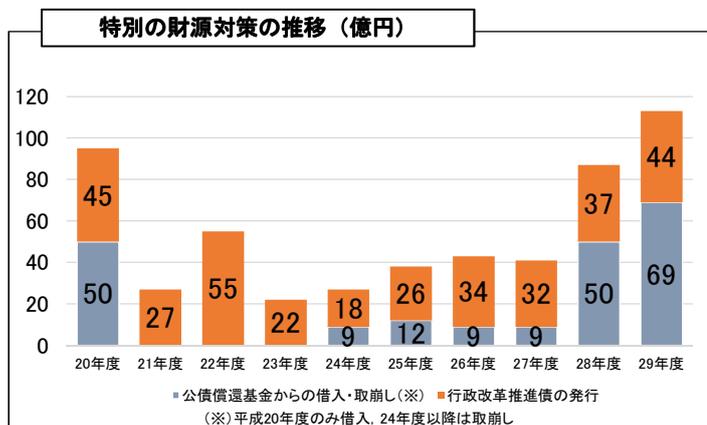
1 決算収支の状況

(1) 一般会計の実質収支

- **実質収支は+4億円となったが**、公債償還基金を取り崩した上でほぼ収支均衡となっており、平成28年度決算に引き続き**厳しい財政状況**
- 景気は全体として回復基調にあり、個人所得の伸び等による市税の増加に加え、28年度に大きく減少した地方交付税等も回復し、**一般財源収入は増加**
- 社会福祉関連経費を確保するとともに、「京プラン実施計画第2ステージ」に掲げる京都の未来に必要な事業を推進するため、**全庁を挙げて歳出抑制、歳入確保を徹底**
- そのうえで、**なお不足する財源を**、将来の借金返済に備えて積み立てている**公債償還基金の取崩し**(69億円)により**確保**

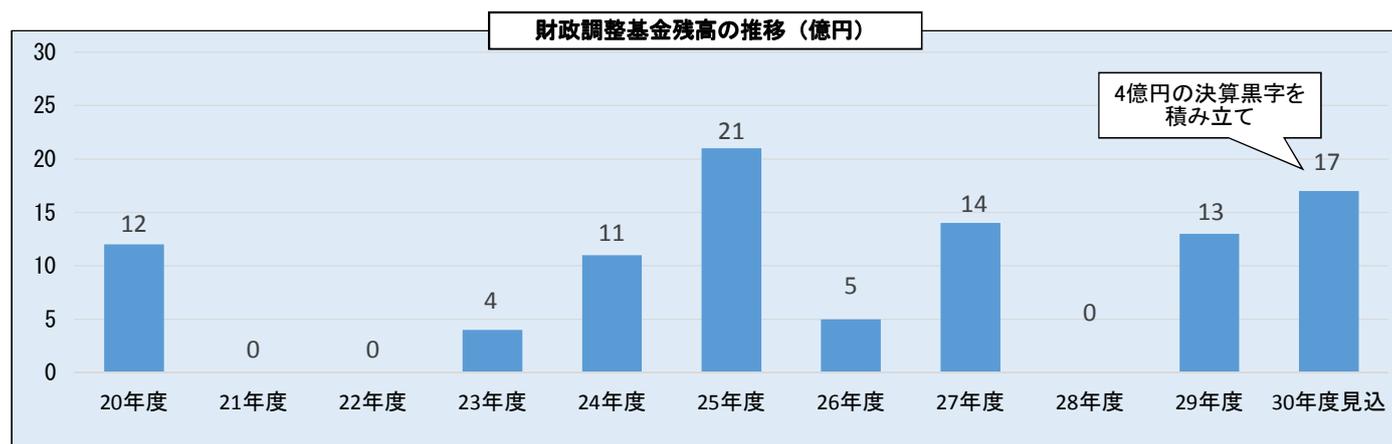


特別の財源対策及び財政調整基金の状況



◇公債償還基金からの借入・取崩し (単位: 億円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
当初予算計上額	50	-	41	26	61	93	12	32	50	99
決算での取崩額	50	-	-	-	9	12	9	9	50	69



(2) 公営企業会計の決算収支

ア 市バス事業

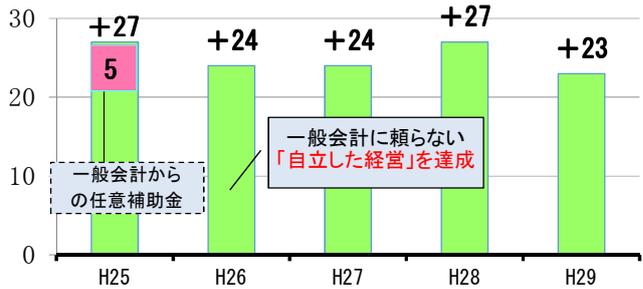
- 経常損益は23億円の黒字を確保
- 1日当たりお客様数は36万8千人で
前年比5千人の増加
- 一般会計に頼らない「自立した経営」を堅持し、お客様目線に立った利便性向上の取組(混雑対策や路線・ダイヤの充実等)などを積極的に推進

【今後に向けた課題】

- 今後、200億円超の更新費用を要するほか、委託先を含めたバス運転士・整備士不足、これに伴う経費増が見込まれるなど、厳しい経営状況へ

【市バスの更新車両がこれまでよりも倍増】
26両 / 年 (H21~H28平均)
→53両 / 年 (H31~H40平均)

経常損益等の推移(億円)



◇お客様数の推移(千人/日)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
お客様数	311	314	314	321	326	341	353	363	368
対前年度増加数	-	3	0	7	5	15	12	10	5

イ 地下鉄事業

- 経営健全化計画より**1年前倒しで経営健全化団体から脱却**

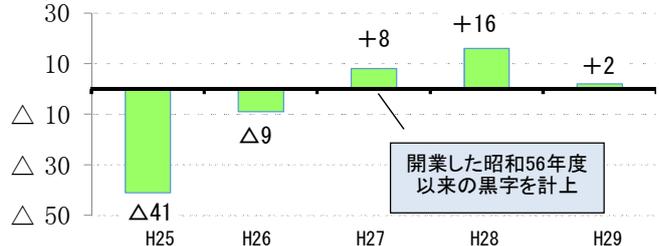
- 経常損益は**3年連続の黒字**
- 1日当たりお客様数は38万7千人で
前年比8千人の増加

- 企業債等残高は3,629億円(H20のピーク時4,922億円)、累積資金不足は309億円にのぼり全国一厳しい経営状況

【今後に向けた課題】

- 脱却後は、国制度に基づく一般会計からの経営健全化対策出資金がなくなり、累積資金不足が増加更に、今後700億円超の多額の更新費用を要し、引き続き、厳しい状況

経常損益等の推移(億円)



◇お客様数の推移(千人)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
旅客数	327	330	334	339	348	359	372	379	387
対前年度増加数	-	3	4	5	9	11	13	7	8

ウ 上下水道事業

- 「京(みやこ)の水ビジョン」及び「中期経営プラン(2013-2017)」の締めくくりの年として、**老朽化した水道管の更新(91.7億円)**や**雨に強いまちづくりに向けた雨水幹線の整備等(40.4億円)**の事業を着実に推進するとともに、山間地域の上下水道事業を統合し、一体的に運営
- 経営面では、営業所の再編(6→5営業所)など、一層の経営効率化に努めた結果、**水道事業、公共下水道事業ともに黒字を確保**
- 琵琶湖疏水通船事業の本格化や、山ノ内浄水場跡地を活用した太秦庁舎の建設(29年7月開庁)

▶ 地下鉄増客や地域のにぎわいの創出にも寄与

【今後に向けた課題】

- 人口減少による水需要の減少や管路・施設の老朽化に加え、下水道事業に対する国の財政支援の見直しが議論されるなど、経営環境の見通しは厳しい

【配水管更新率】H20~24平均:0.5% ⇒ **H29:1.2%**
(配水管総延長に対する年間更新延長の割合 (プラン目標達成))

【雨水整備率】H24:19.5% ⇒ **H29:28.0%**
(下水道事業計画区域のうち10年確率降雨への対応が完了した面積の割合 (プラン目標達成))

地震や大雨等の災害に強い水道・下水道の整備を推進

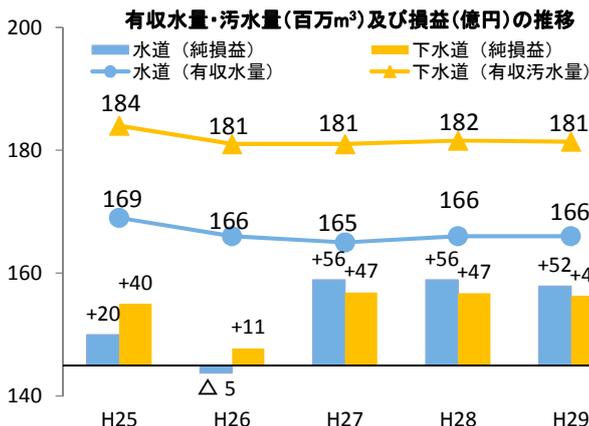
<水量のピーク時比較>

- ・水道 Δ22%(H2:213百万m³)
- ・下水道 Δ18%(H9:222百万m³)

<水量の前年度比(山間地域を含む比較)>

使用者数は増加しているものの、1使用者当たりの使用水量の減少が大きく影響し、有収水量・汚水量は減少
有収水量:Δ0.3%, 有収汚水量:Δ0.5%

水量の増減に与える影響	有収水量	有収汚水量
・使用者数の増加	+0.6%	+0.6%
・1使用者当たり水量の減少	Δ0.9%	Δ1.1%
	Δ0.3%	Δ0.5%

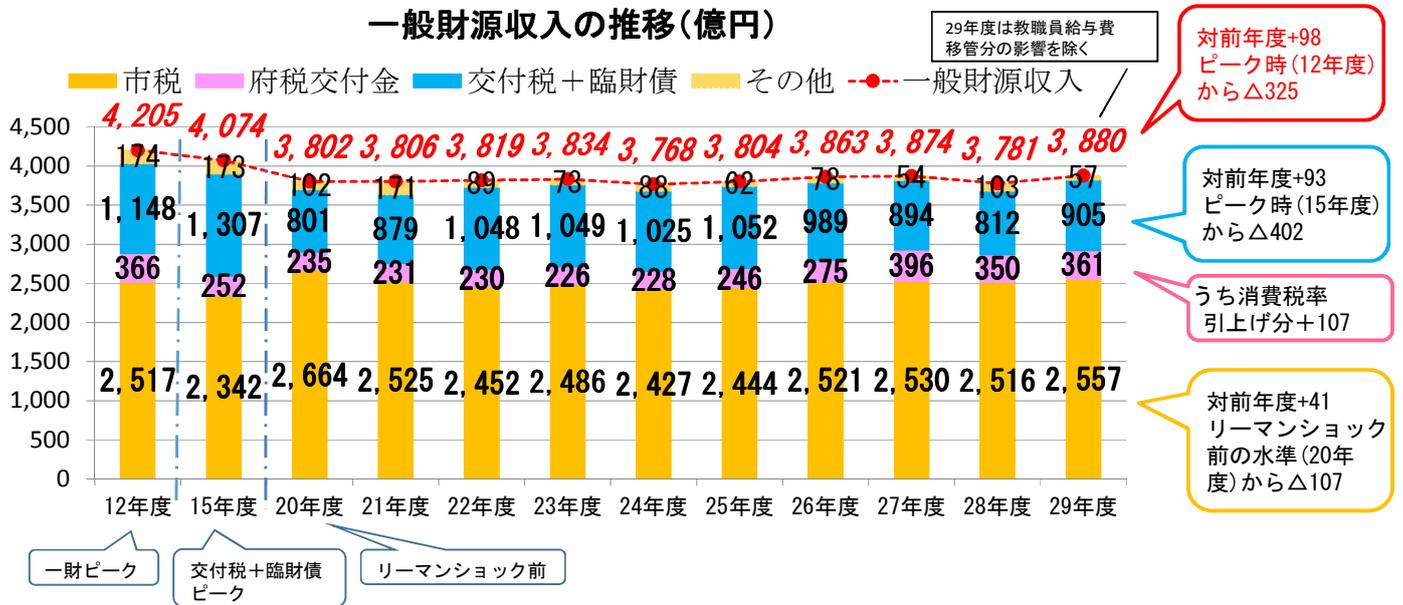


※H29は山間地域の上下水道事業を含む数値

2 歳入

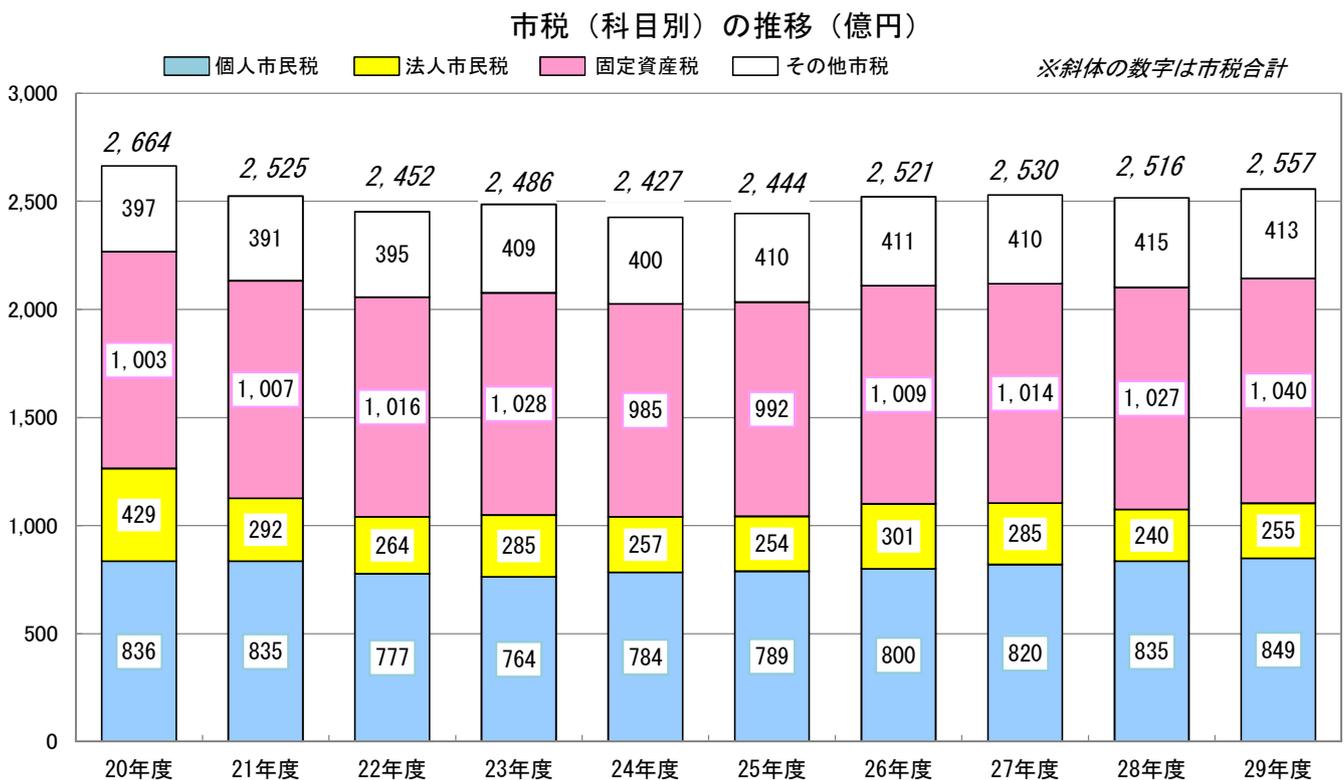
(1) 一般財源収入

- **市税**は、景気の回復基調に加え、市税徴収率の向上もあって前年度から**41億円の増**
- 28年度に大きく減少した地方交付税等も回復し、**一般財源収入**は前年度から**98億円の増**
- 地方消費税交付金のうち、消費税率の引上げ（5%→8%）分は107億円（府税交付金の内数）で、その全額を社会保障の維持と充実（1,270億円）のために活用



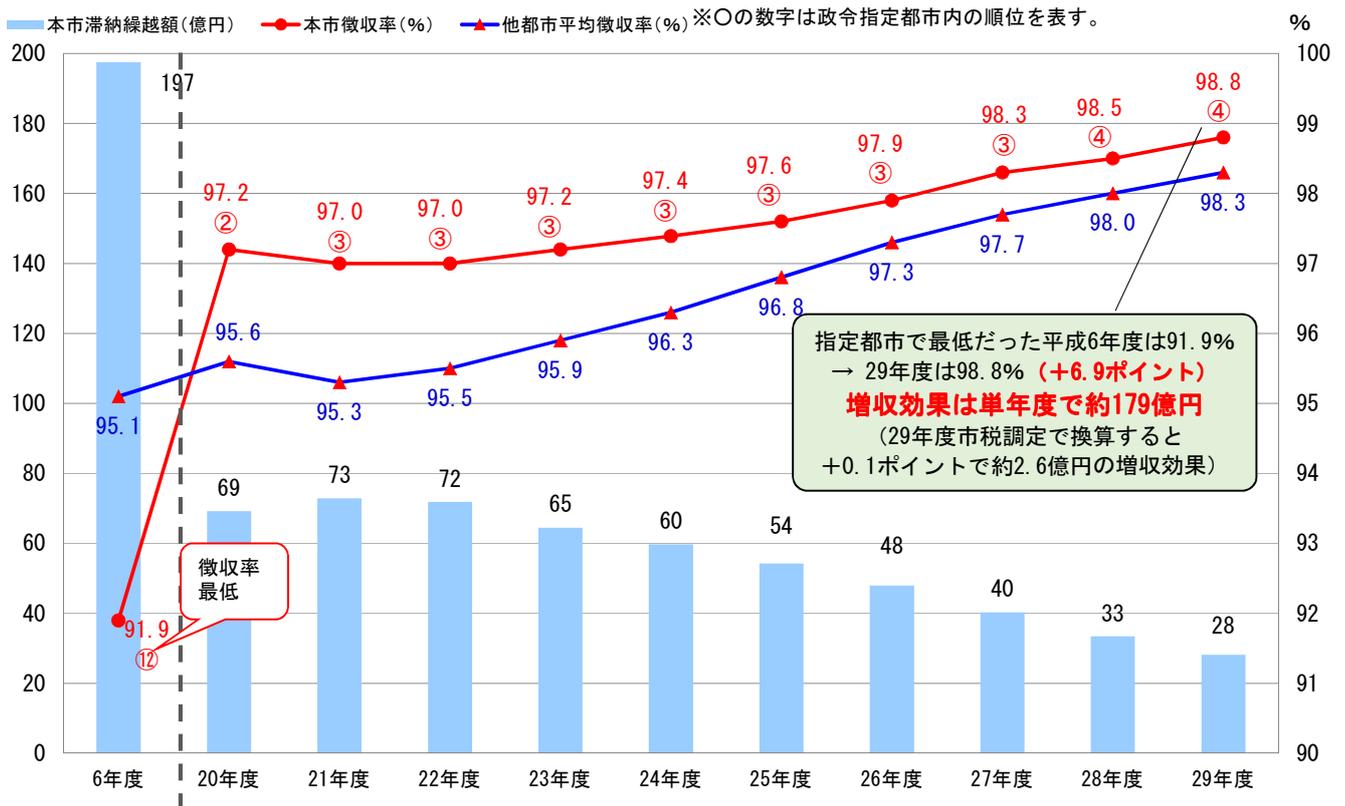
(2) 市税収入

- 個人市民税や固定資産税が堅調に推移し、法人市民税も増加に転じたことから、**市税収入は、前年度比41億円の増加**
- 個人市民税の納税義務者数は**過去最高の65万7千人**



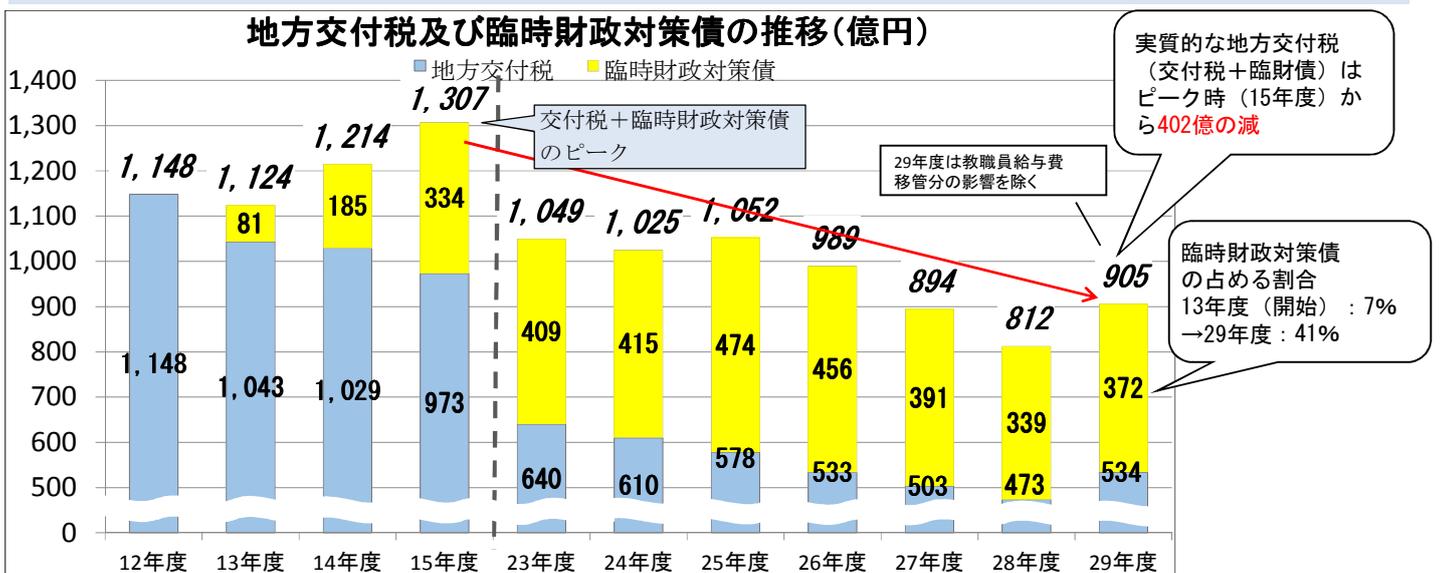
- 市民の皆様のご理解と全庁を挙げた取組で、**市税徴収率は6年連続で過去最高を更新（98.8%）**

市税の徴収率、滞納繰越額の推移（億円）



(3) 地方交付税及び臨時財政対策債

- **実質的な地方交付税（地方交付税＋臨時財政対策債）はピーク時（15年度）から402億円も減少**し、この間の市税及び府税交付金の増324億円（15年度 2,594億円→29年度 2,918億円）を大きく上回る減少



- ・ 社会福祉費など増大する行政経費に応じた地方交付税の必要額の確保
- ・ 臨時財政対策債の廃止と法定率※の更なる引き上げによる地方財源不足額の解消
※国税収入のうちどれだけ地方交付税の原資に充当するかを示す割合
- ・ 大都市特有の財政需要を的確に反映する算定方法の見直し

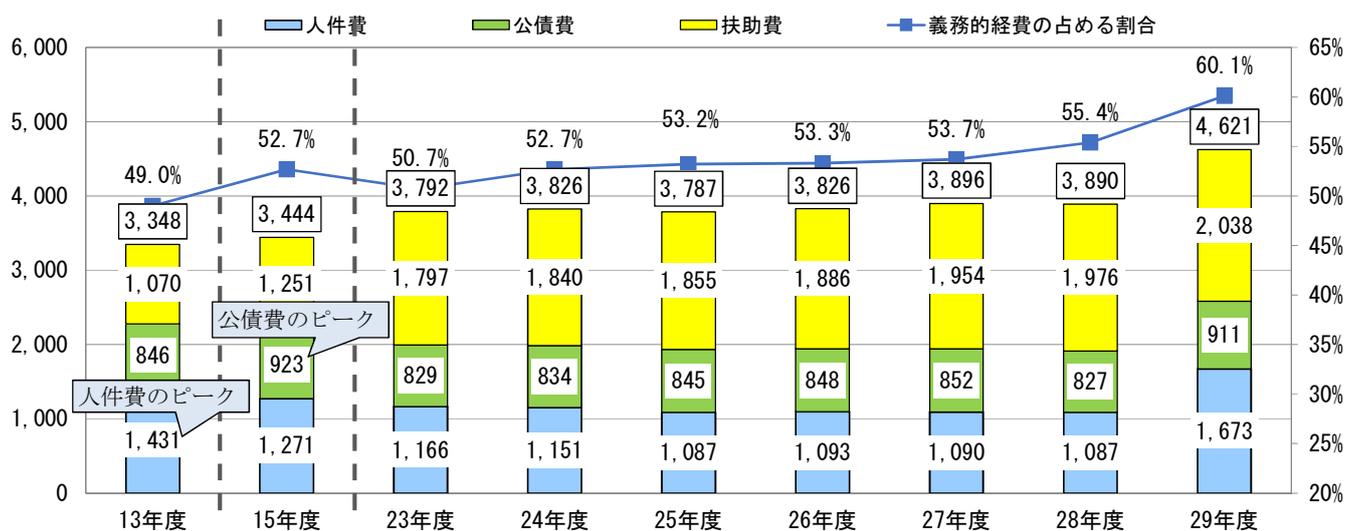
これらを
国に要望

3 歳出

(1) 性質別経費

- 性質別経費のうち**義務的経費**(人件費, 公債費, 扶助費)の占める割合は**60.1%**と多く, 増加傾向
- **人件費**は, これまで京都府が負担していた小中学校・総合支援学校の教職員給与費の本市への移管に伴い**大幅に増加**
- 過去に発行した市債の償還経費である**公債費**は, 焼却灰溶融施設整備に係る訴訟の和解に伴う市債の償還等により**84億円の増**
- **扶助費**は, 福祉・子育て支援の充実等により**増加傾向**

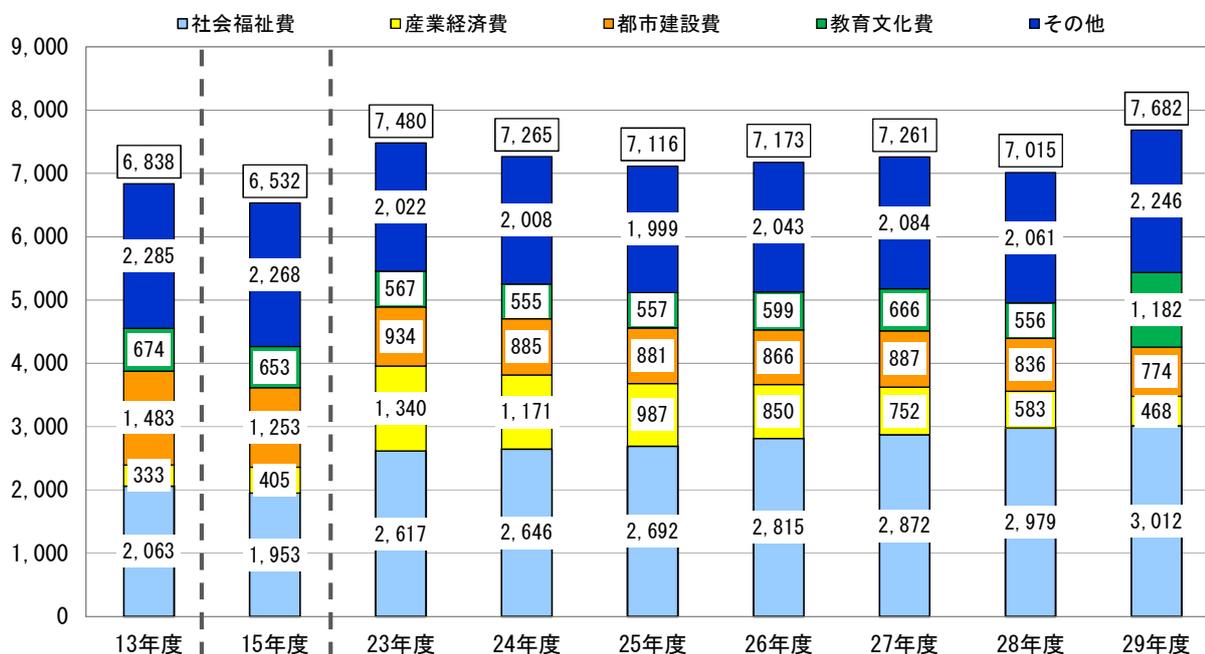
性質別経費のうち義務的経費の推移 (億円)



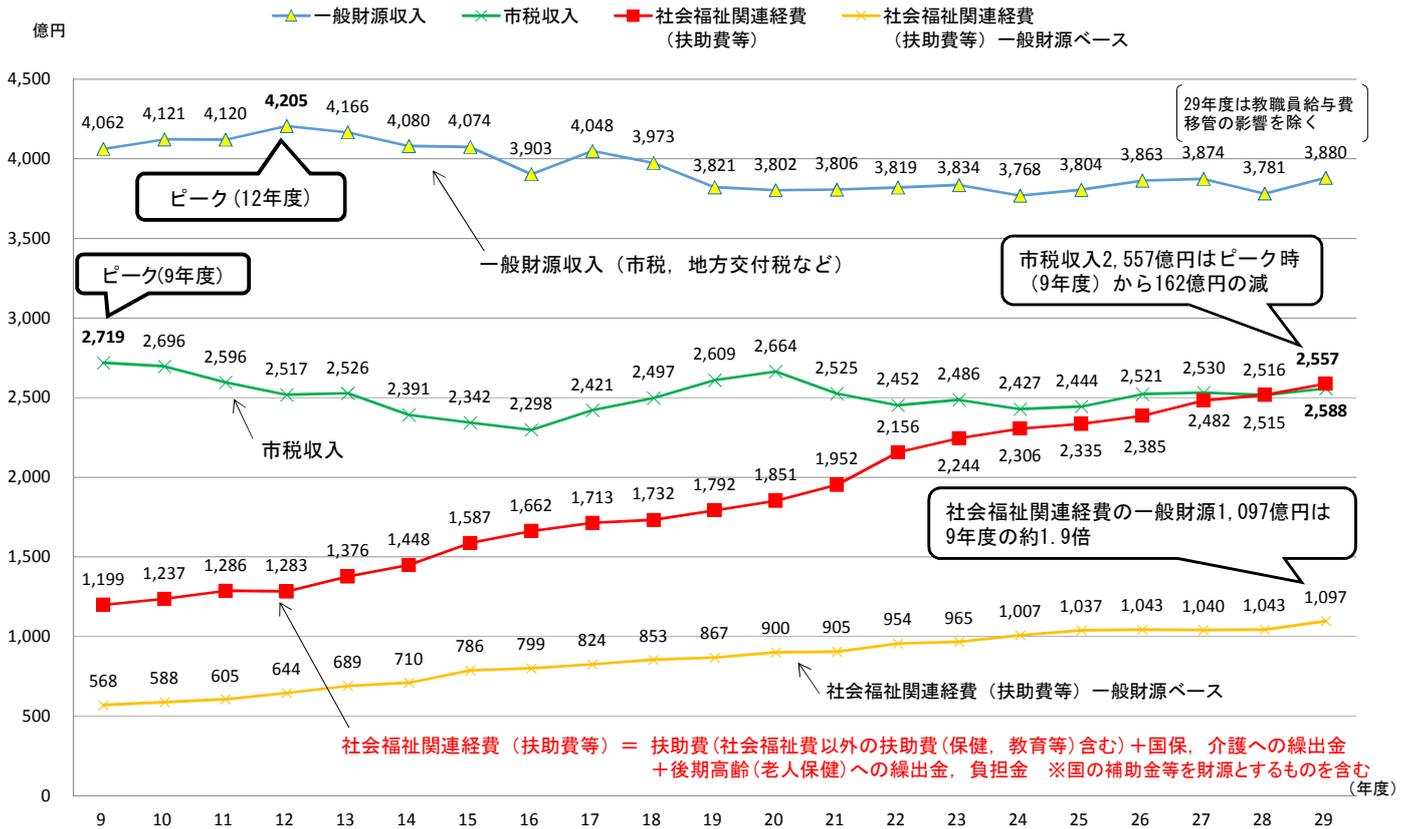
(2) 行政目的別経費

- **教育文化費**は, これまで京都府が負担していた小中学校・総合支援学校の教職員給与費の本市への移管に伴い**大幅に増加**
- **社会福祉費**は, 福祉・子育て支援の充実等により**増加傾向**
- **産業経済費**は, 企業の資金ニーズに応じた中小企業金融対策費の減等により**減少傾向**

行政目的別経費の推移 (億円)



一般財源収入, 市税収入, 社会福祉関連経費の決算額推移(億円)



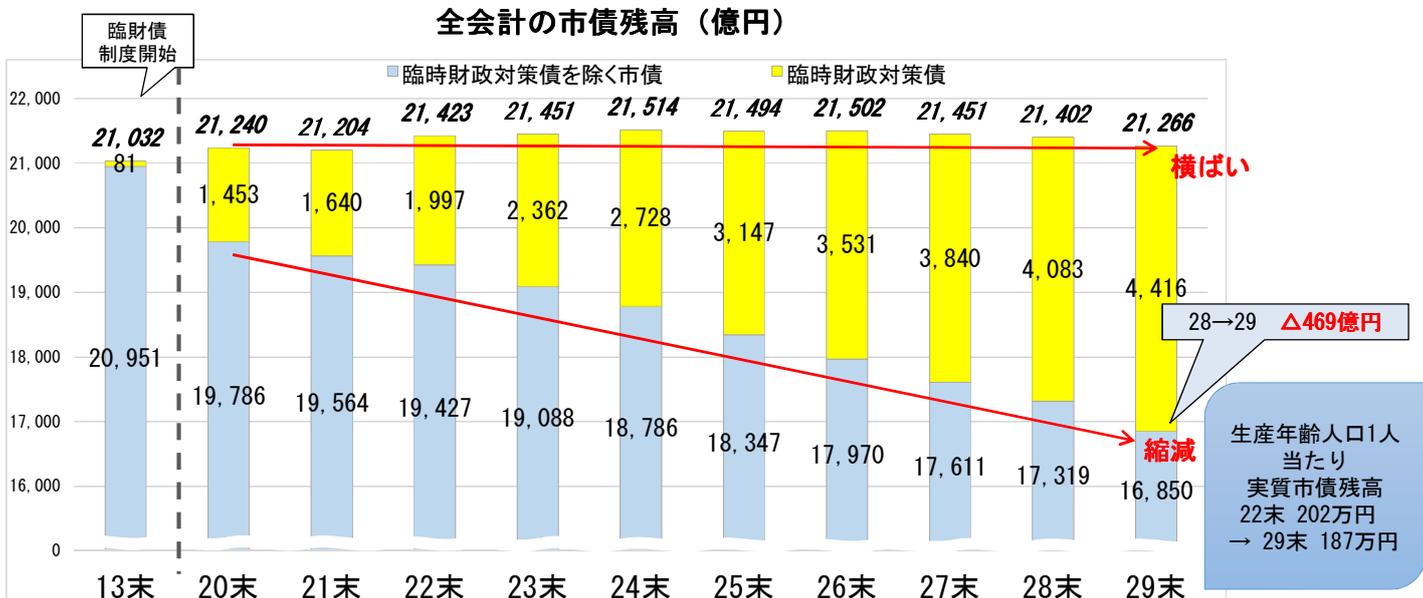
4 市債

(1) 市債残高

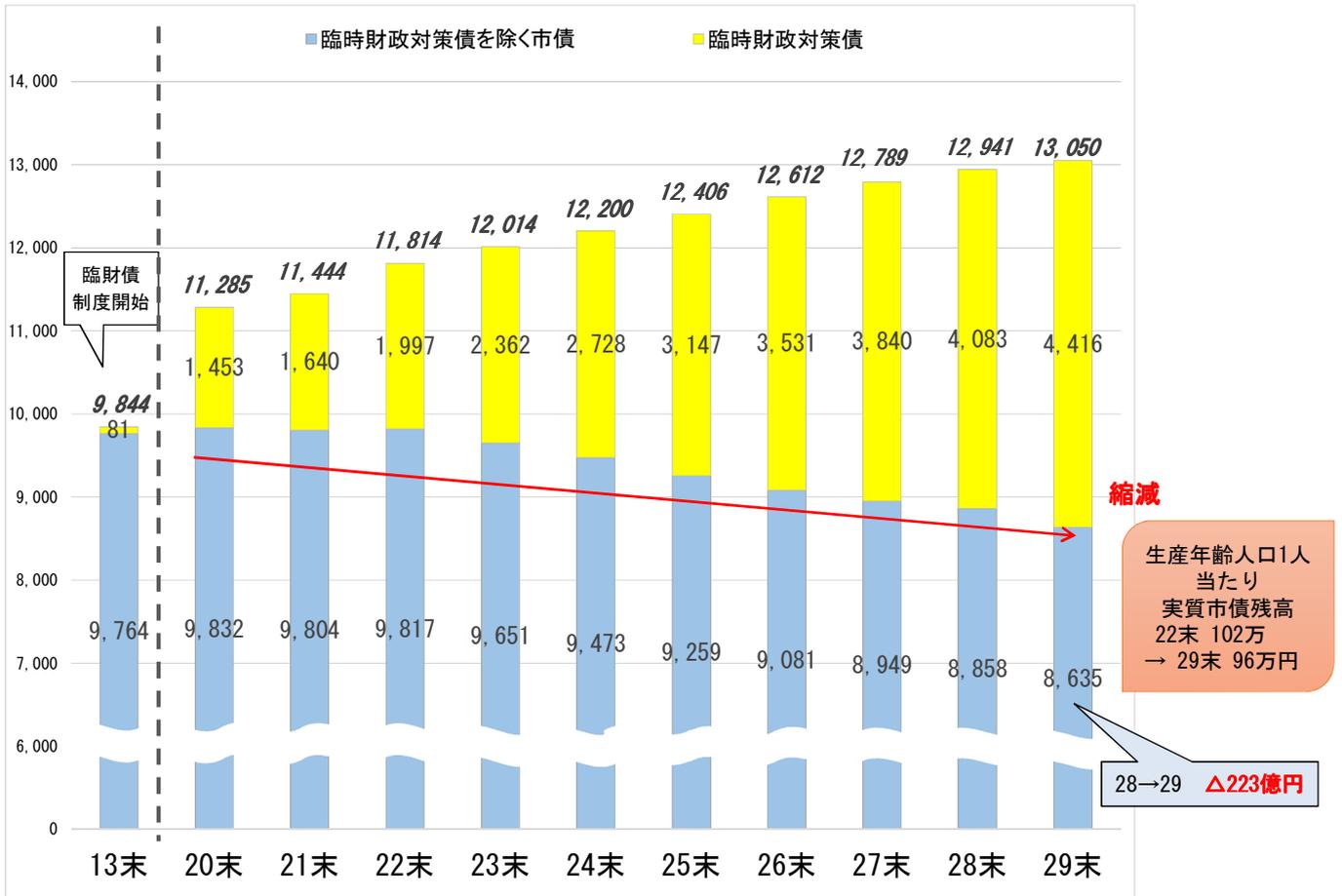
- 国が返済に責任を持つ臨時財政対策債を除く **実質市債残高は, 全会計・一般会計ともに縮減**
- 臨時財政対策債は, 地方交付税の代わりに国が機械的に配分するもので, 本市において発行額をコントロールできず, **近年は臨時財政対策債の残高が増加** (※)

※国による算定方法が, 22年度から, 人口規模に応じた方式から財政力指数に応じた方式に段階的に変更。
本市財政は厳しいものの, 一般市町村平均と比べると財政力指数が高いため, 発行額が増加する要因に。

- これを含めると, 全会計の市債残高は横ばいでも推移しているが, 一般会計の市債残高は増加



一般会計の市債残高（億円）

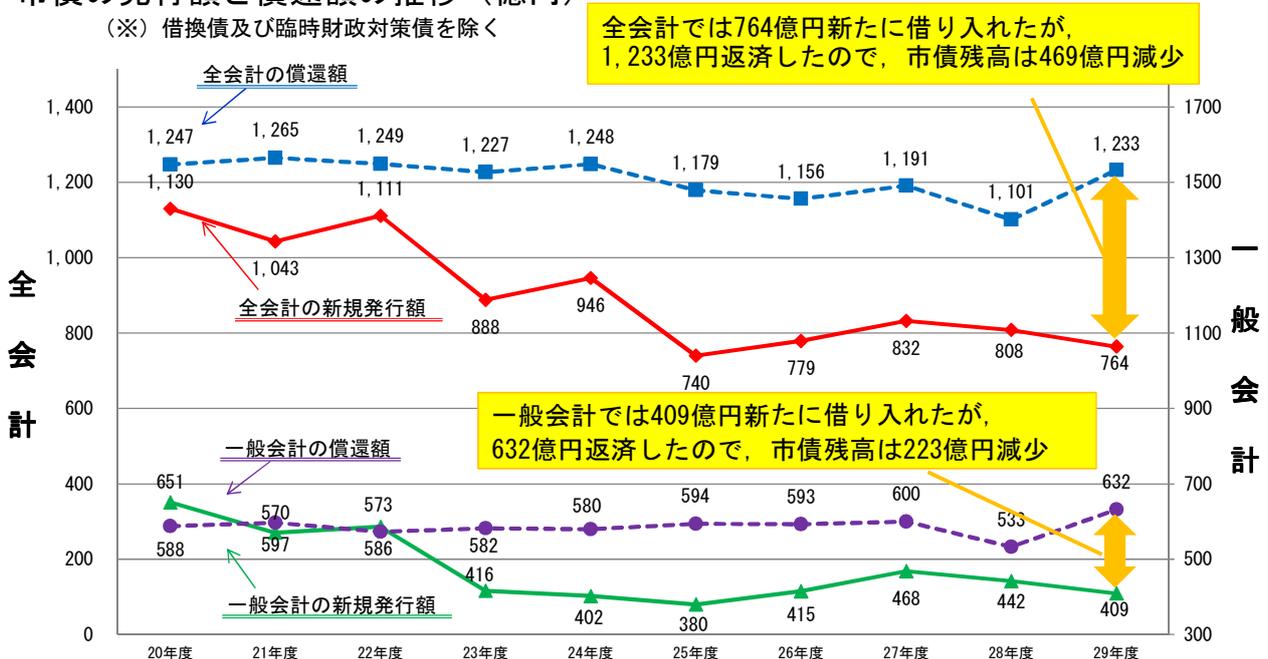


(2) 市債（臨時財政対策債を除く。）の新規発行額と償還額

- 市債残高（過去の借金）を着実に減少させるためには、新規の市債発行額（新たな借金）を償還額（借金の返済）の範囲内にとどめることが必要
- 全会計**：借金の返済 1,233億円－新たな借金 764億円＝市債残高は 469億円減少
- 一般会計**：借金の返済 632億円－新たな借金 409億円＝市債残高は 223億円減少

市債の発行額と償還額の推移（億円）

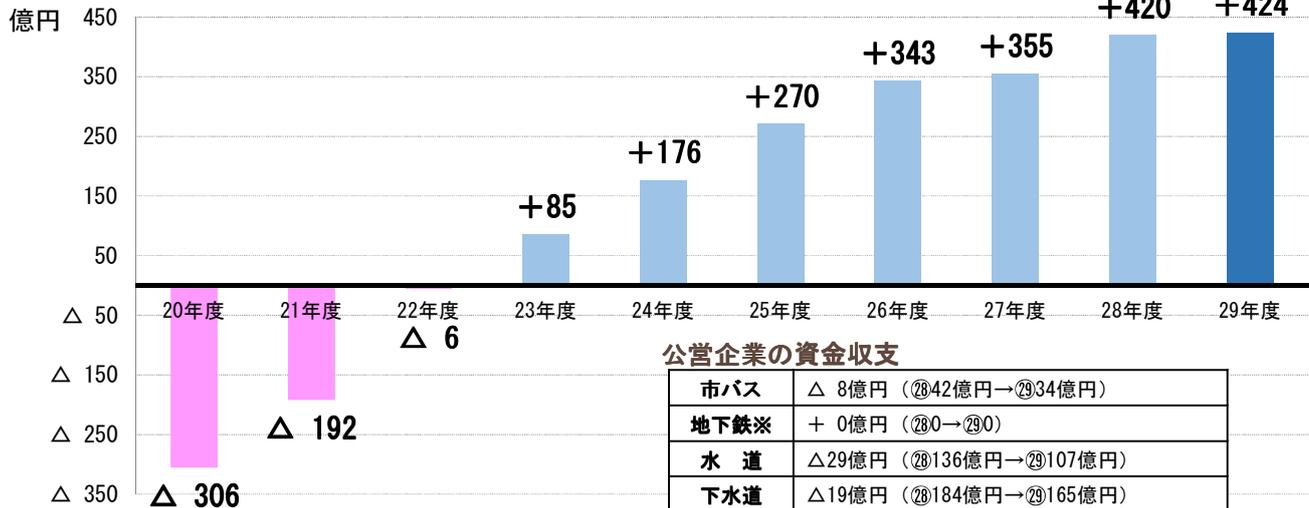
(※) 借換債及び臨時財政対策債を除く



5 財政健全化法に基づく健全化判断比率

- 連結実質赤字比率は23年度以降生じていない。
- 実質公債費比率及び将来負担比率は、算出時の分母となる標準財政規模が教職員給与費移管に伴い前年度から大幅に増加したことから、比率が減少
- これに加え、実質公債費比率は、償還を迎える満期一括債が減少したことから2.4ポイント減の12.8%、将来負担比率は、市債残高の縮減等により将来負担額が減少したことから28.8ポイント減の197.4%

○全会計の連結実質収支の推移

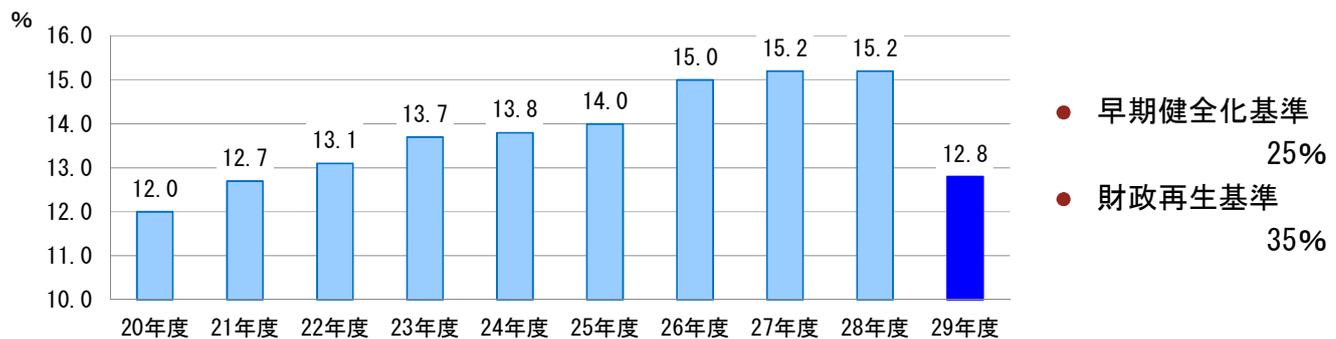


公営企業の資金収支

市バス	△ 8億円 (2842億円→2934億円)
地下鉄※	+ 0億円 (280→290)
水道	△ 29億円 (28136億円→29107億円)
下水道	△ 19億円 (28184億円→29165億円)

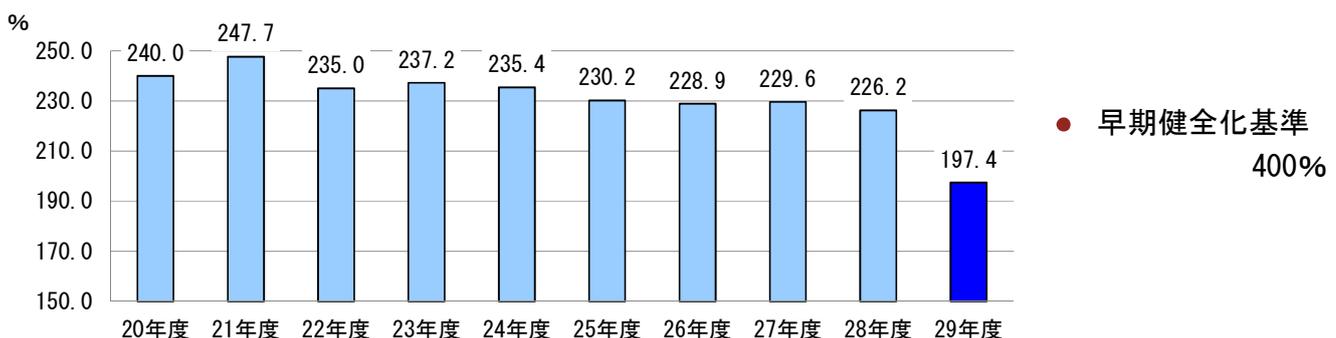
※ 地下鉄事業の29年度の累積資金不足は309億円だが、財政健全化法に定める解消可能資金不足額控除後の資金不足は0となる。

○実質公債費比率の推移



※ 教職員給与費移管分の影響を除いた場合の29年度実質公債費比率は13.3%

○将来負担比率の推移



※ 教職員給与費移管分の影響を除いた場合の29年度将来負担比率は217.3%

他都市比較で見る京都市財政の特徴

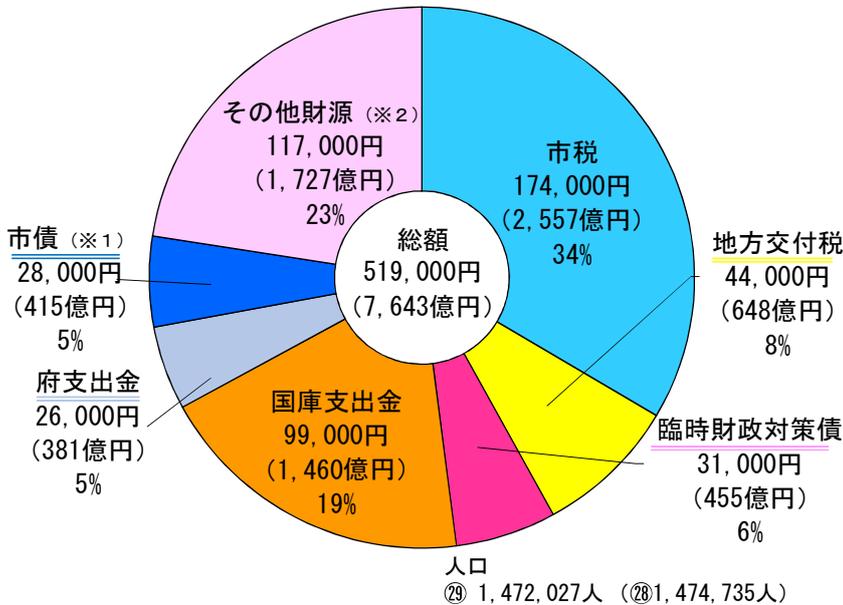
1 歳入

(注) 全国統一的な会計である普通会計分析による比較

歳入構成の特徴

- 市税は、歳入総額のほぼ1/3
- 他都市に比べて地方交付税及び臨時財政対策債に大きく依存

◆ 京都市の市民一人当たり歳入内訳



() 内数値は、本市歳入額を示しています。

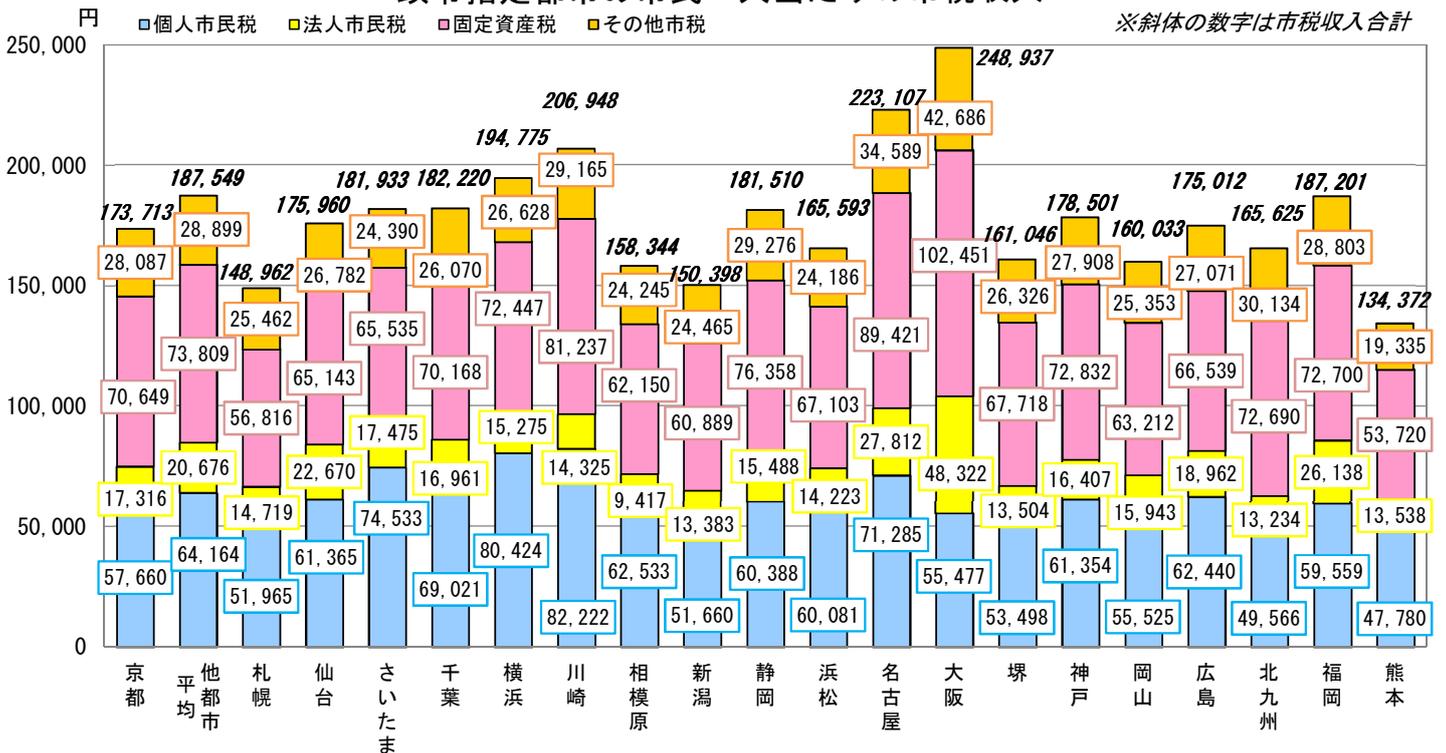
※1 市債は、臨時財政対策債を除いたものです。

※2 中小企業への金融支援のための融資制度(中小企業金融対策預託金)に力を入れており、金融機関への預託金が年度末に返還されることから、その歳入(市民一人当たり26,000円(387億円))が多くを占めています。

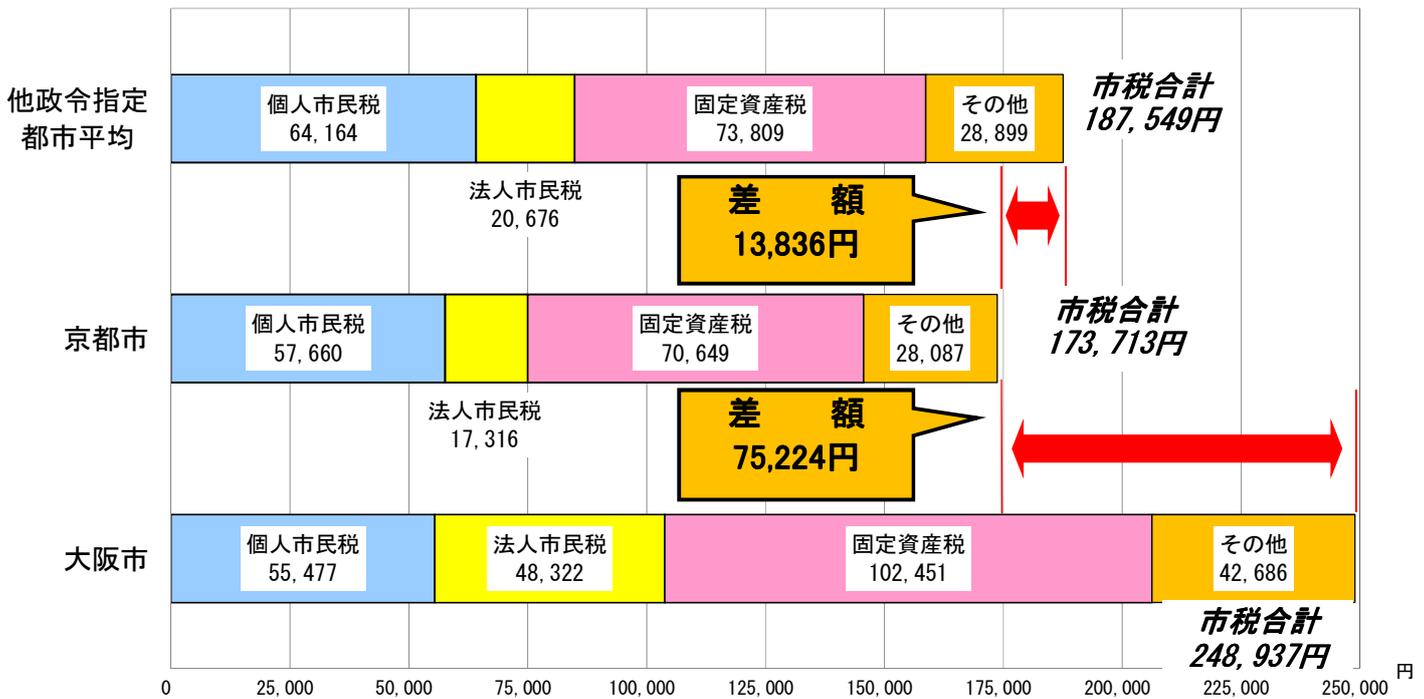
※3 一人当たりの歳入内訳は、千円単位に四捨五入しています。

(1) 市税

政令指定都市の市民一人当たりの市税収入

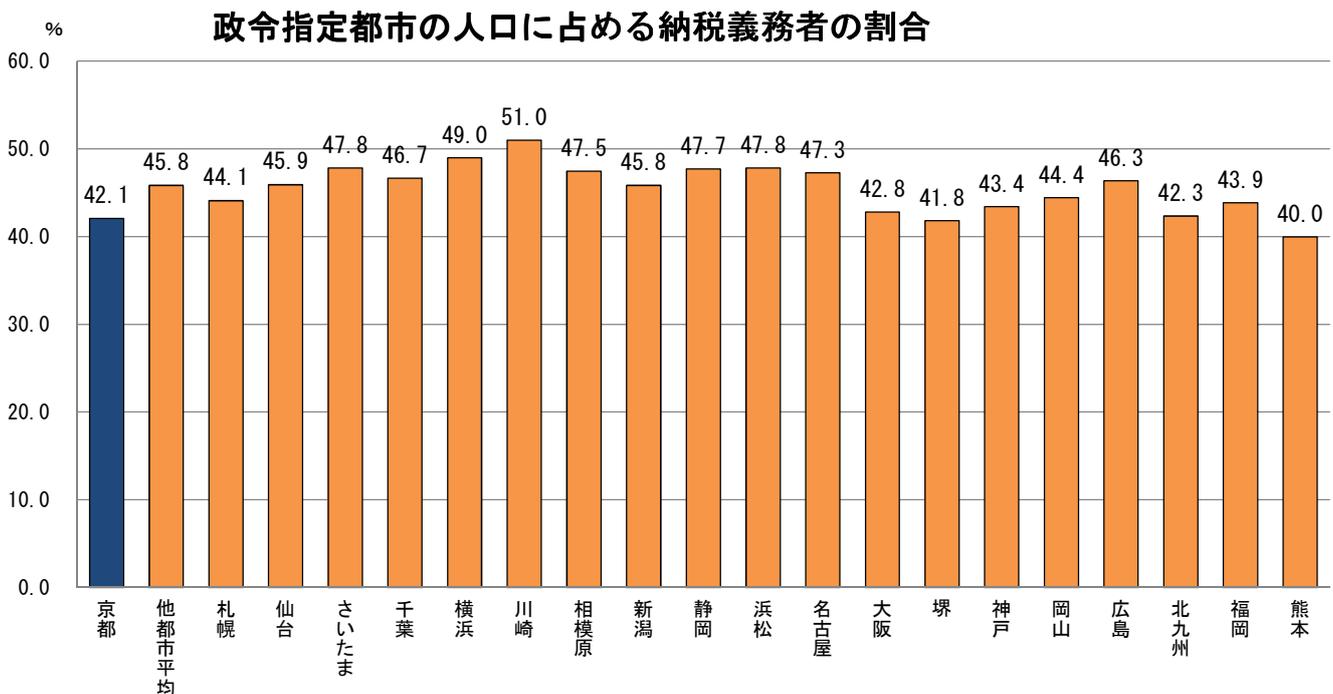


市民一人当たり市税収入



- 京都市の市民一人当たり市税収入は、他の指定都市の平均よりも約14,000円少なく、京都市の人口は約147万人なので、市税収入総額は204億円も少ないこととなります。
- **大阪市と比較すると**、本市の面積は約4倍で、市域の面積に応じて消防・防火等をはじめとした市で行うサービスの量が多い一方で、**市民一人当たりの市税収入は約75,000円下回っており**、**大阪市より約3割も少ない**こととなります（人口147万人で換算すると△1,107億円）。

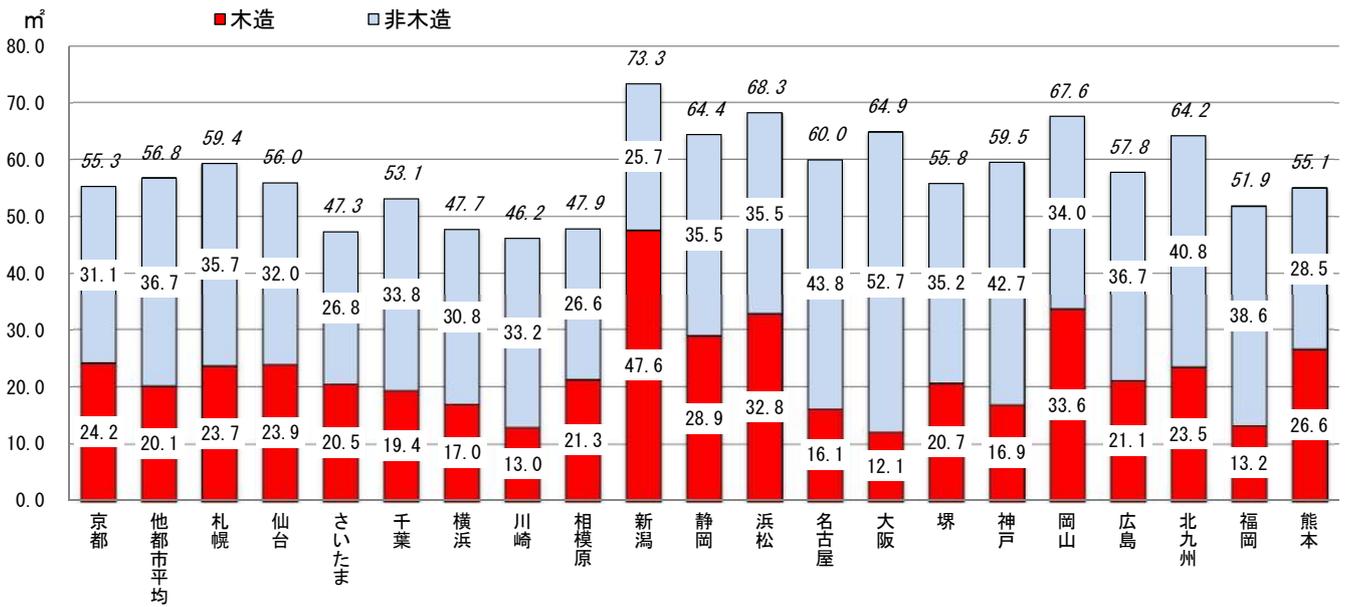
◆ 個人市民税が少ない要因



多くの大学を有する京都市は、指定都市の中で大学生数が1位となっていることや、高齢者の割合も高いことから、一般的な就業者層である23歳から64歳までの割合が低くなることで、指定都市の中で人口に占める納税義務者の割合が低くなっています。

◆ 固定資産税が少ない要因

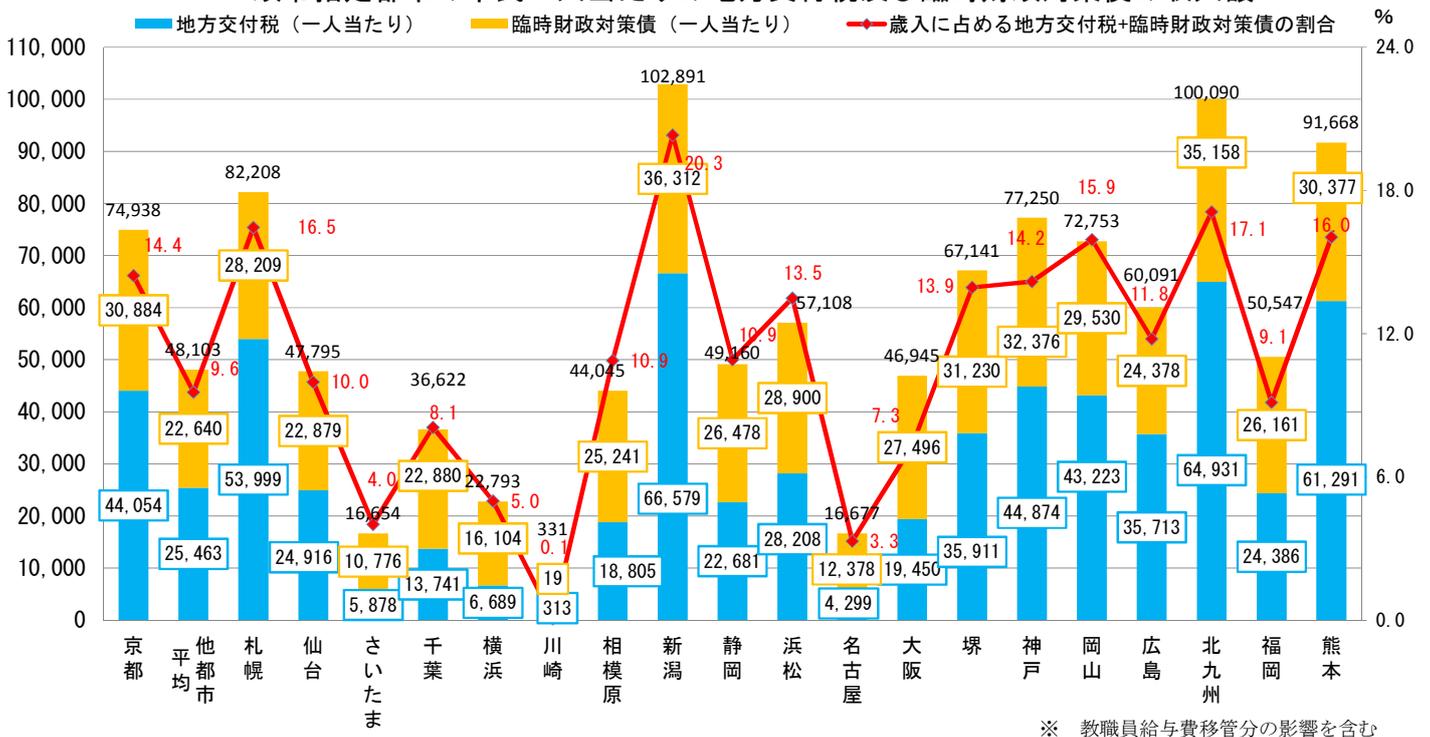
政令指定都市の市民一人当たり床面積



京都市は、数多くの歴史的資産や風情ある町並みが融合し、地域ごとに特色ある多様な景観を大切に受け継いできた歴史都市であり、土地の固定資産評価額の1㎡単価は指定都市の中で上位にあります。一方で、景観や住環境を保全するための建築物の高さ規制等の影響により、非木造家屋の市民一人当たりの床面積は、政令指定都市中6番目に低くなっています。

(2) 地方交付税及び臨時財政対策債

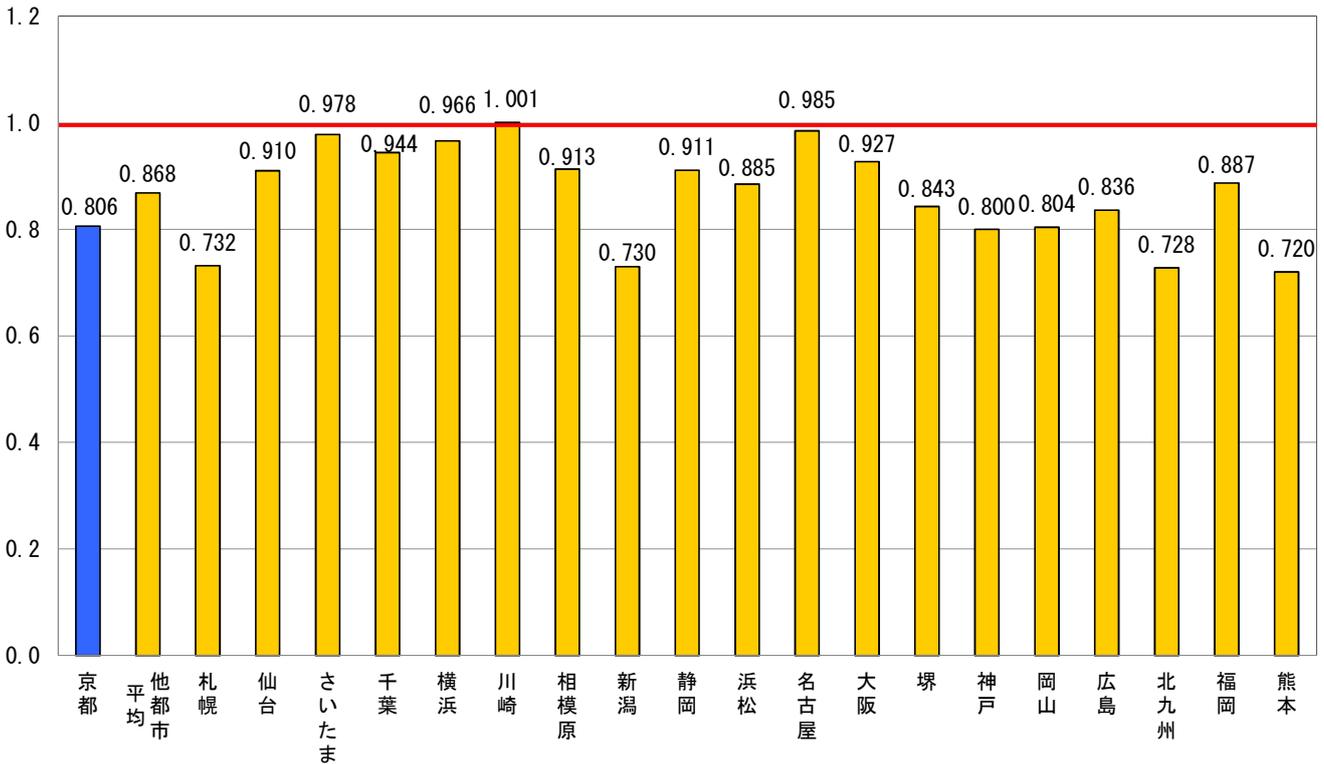
政令指定都市の市民一人当たりの地方交付税及び臨時財政対策債の収入額



※ 教職員給与費移管分の影響を含む

京都市は、市税収入が少ない分、地方交付税及び臨時財政対策債に多くを依存しており、市民一人当たりの地方交付税等による収入は、他の指定都市平均の約1.6倍となっています。

政令指定都市の財政力指数

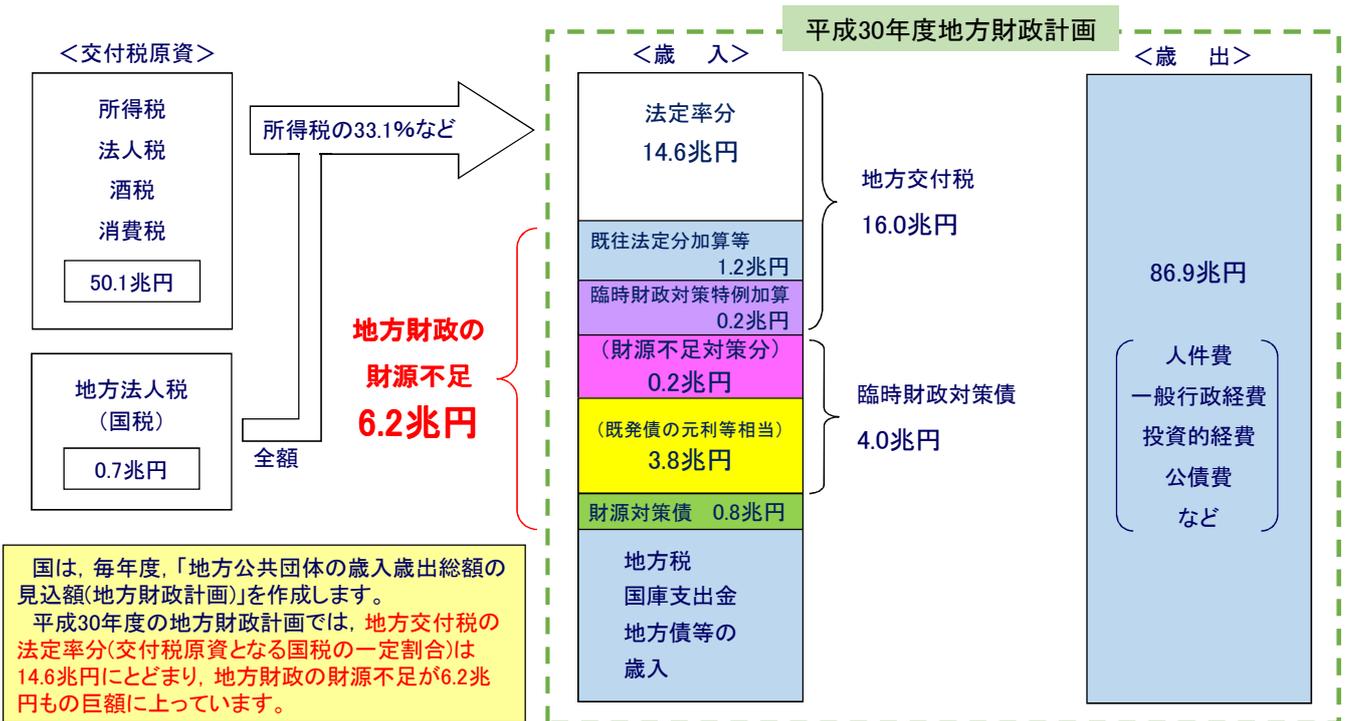


財政力指数は政令指定都市中7番目に低く、他の指定都市と比べても、国の地方交付税等に多くを依存しなければ、予算を編成できない状況にあります。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

◆ 地方交付税を取り巻く課題

地方財政全体で、**6.2兆円**もの巨額の財源不足！（平成30年度）法定率の引上げにより解消すべき！



国は、毎年度、「地方公共団体の歳入歳出総額の見込額(地方財政計画)」を作成します。
平成30年度の地方財政計画では、地方交付税の法定率分(交付税原資となる国税の一定割合)は14.6兆円にとどまり、地方財政の財源不足が6.2兆円もの巨額に上っています。

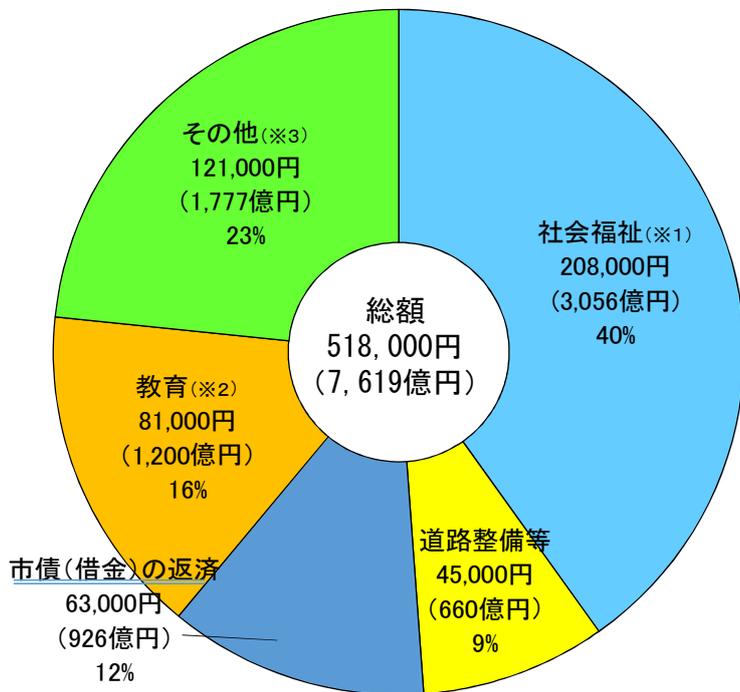
(注) 千億円未満を端数処理しているため、合計の一致しない箇所がある。

2 歳出

歳出構成の特徴（目的別分析）

→ 社会福祉に最も多くの経費が使われています

◆ 京都市の市民一人当たり目的別歳出



() 内数値は、本市目的別歳出額を示しています。

※1 社会福祉 = 児童福祉, 高齢者福祉, 障害者福祉, 生活保護など

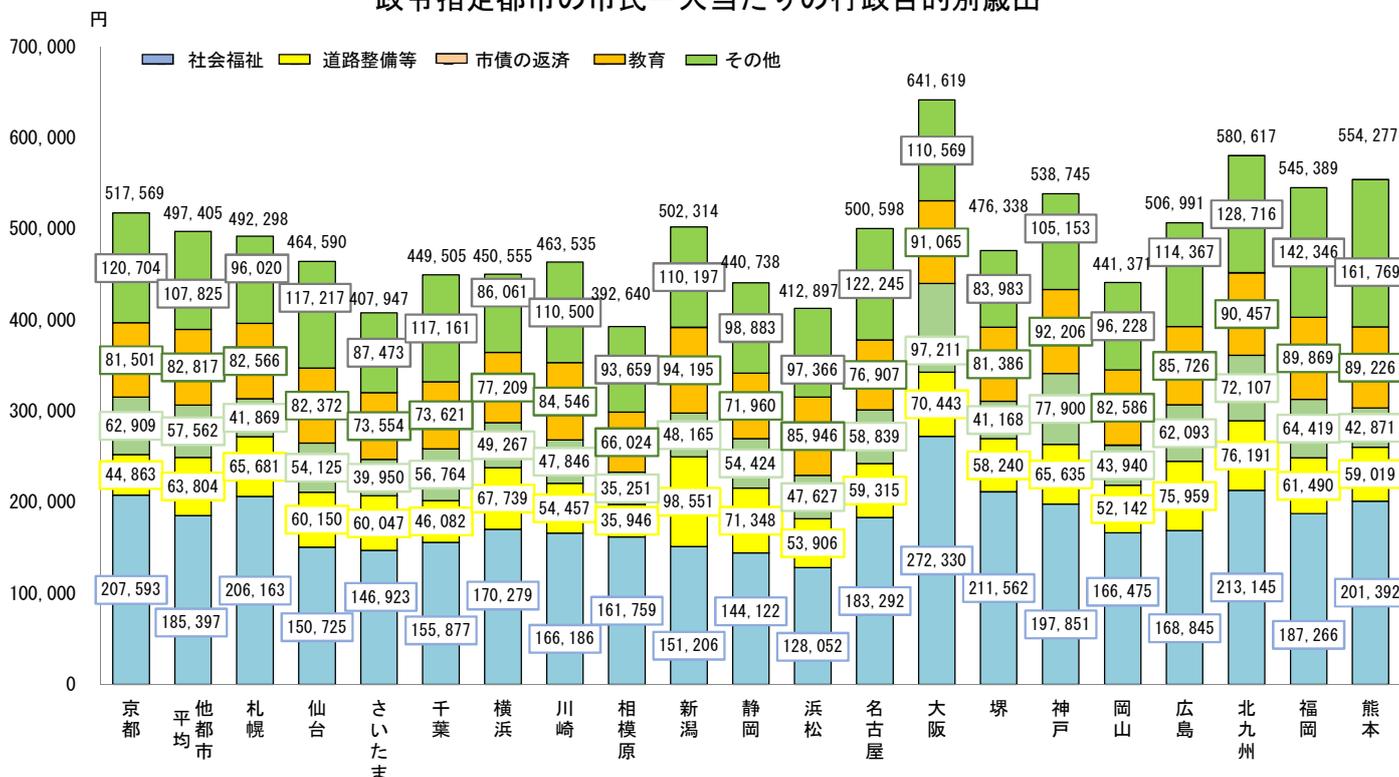
※2 教育 = 職員給与費移管分41,000円(605億円)を含みます

※3 その他 = 保健・清掃等, 産業振興, 消防, 総務管理など

中小企業への金融支援のための融資制度(中小企業金融対策預託金)に力を入れていることから、金融機関への預託金に係る歳出(市民一人当たり26,000円(387億円))が「その他」の多くを占めています。

※4 市民一人当たり目的別歳出の内訳は、千円単位に四捨五入しています。

政令指定都市の市民一人当たりの行政目的別歳出

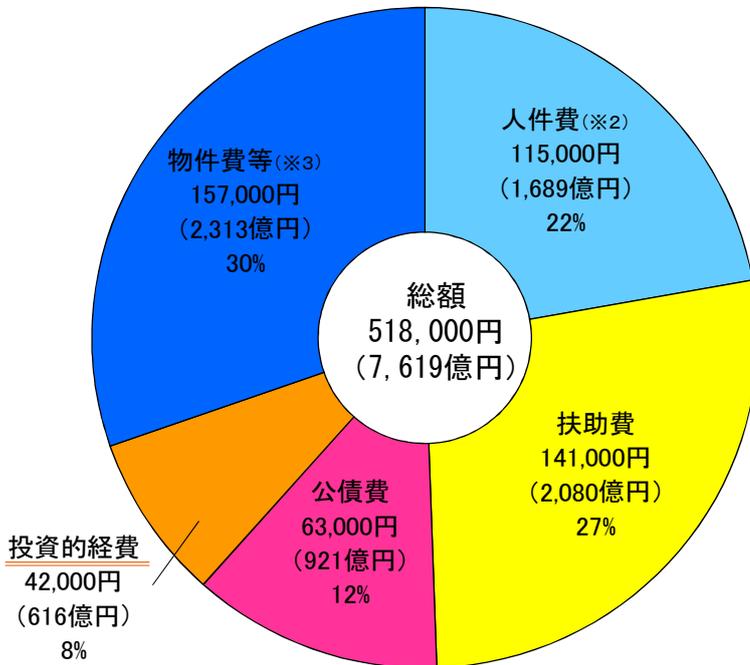


京都市の市民一人当たり歳出総額は、指定都市の中で6番目に高くなっており、行政目的別では、社会福祉費が指定都市の中で4番目に高くなっています。

歳出構成の特徴（性質別分析）

- 人件費や扶助費といった義務的経費（※1）に多くの経費が使われています

◆ 京都市の市民一人当たり性質別歳出



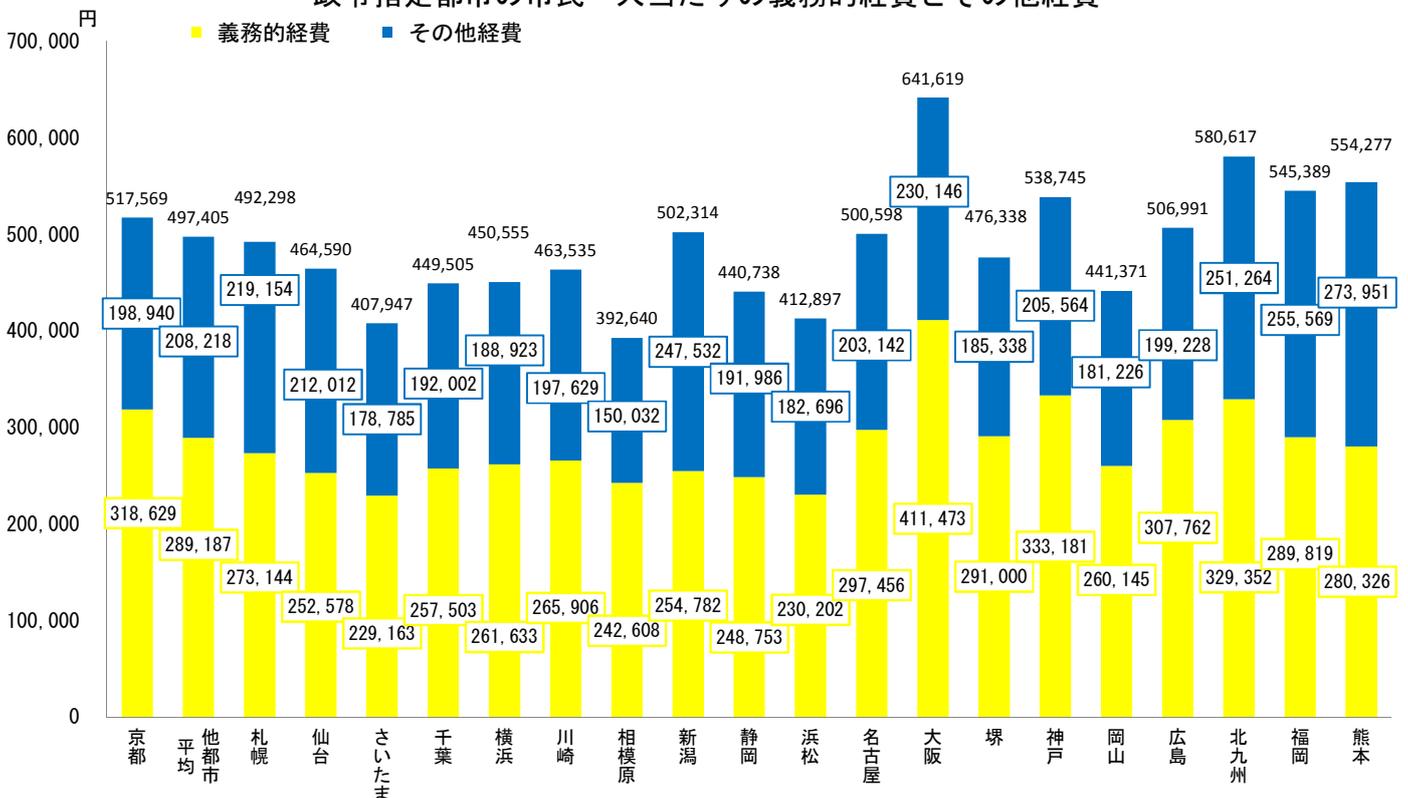
() 内数値は、本市性質別歳出額を示しています。

※1 義務的経費 = 人件費 + 扶助費 + 公債費
 ※2 職員給与費移管分41,000円（605億円）を含みます

※3 中小企業への金融支援のための融資制度（中小企業金融対策預託金）に力を入れていることから、金融機関への預託金に係る歳出（市民一人当たり26,000円（387億円））が多くを占めています。

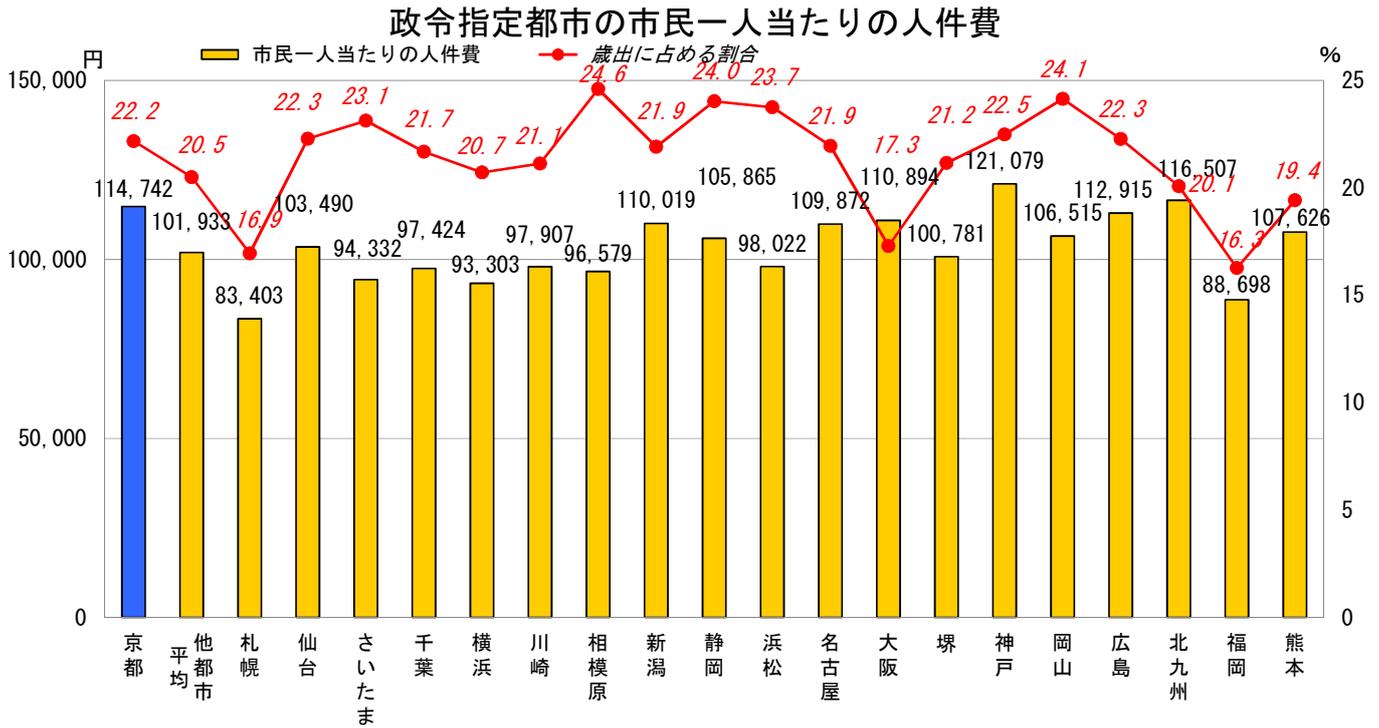
※4 市民一人当たり性質別歳出の内訳は、千円単位に四捨五入しています。

政令指定都市の市民一人当たりの義務的経費とその他経費



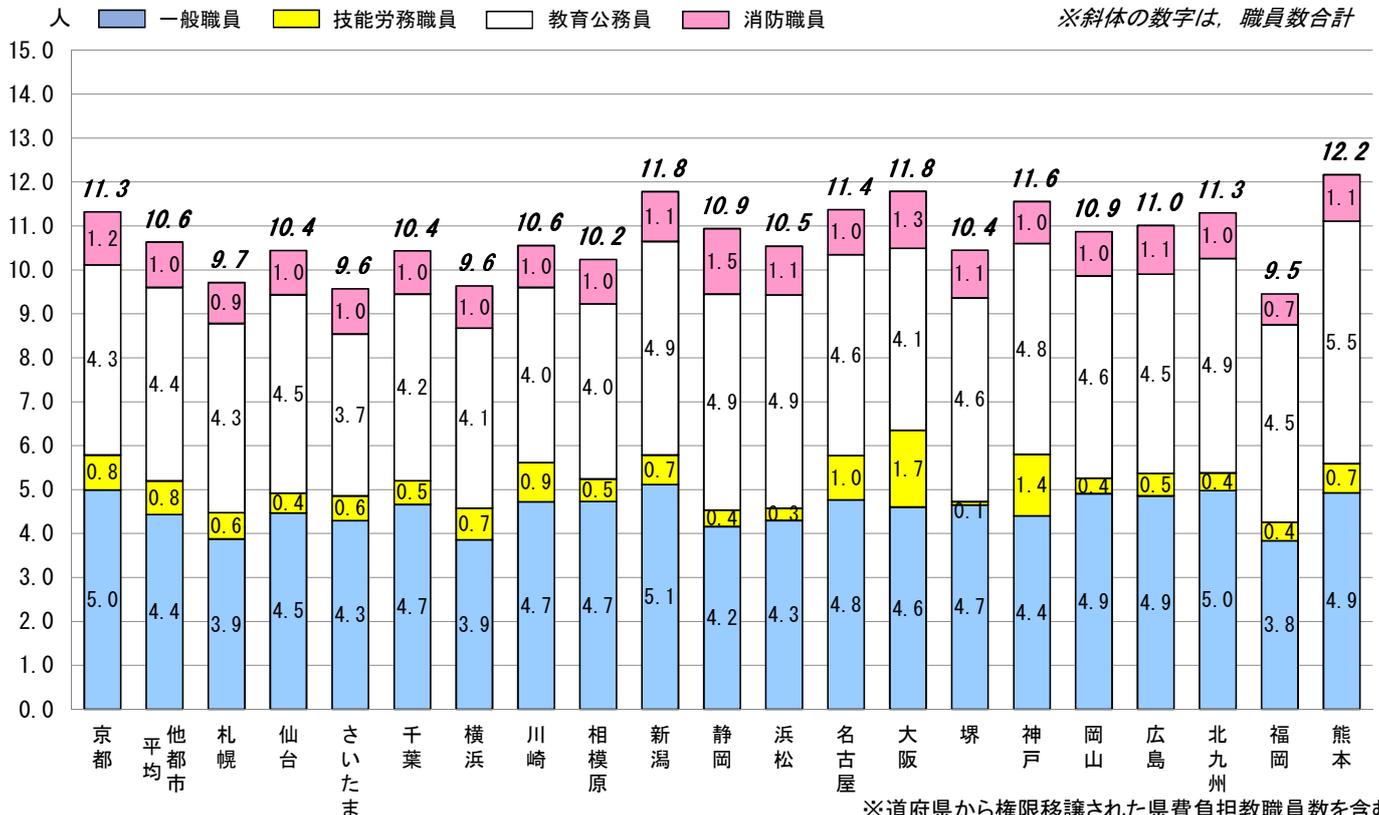
京都市の市民一人当たりの義務的経費は、指定都市の中で4番目に高くなっています。

(1) 人件費



京都市の市民一人当たり人件費は、指定都市の中で3番目に高くなっています。

政令指定都市の市民千人当たりの職員数（平成30年4月1日現在）

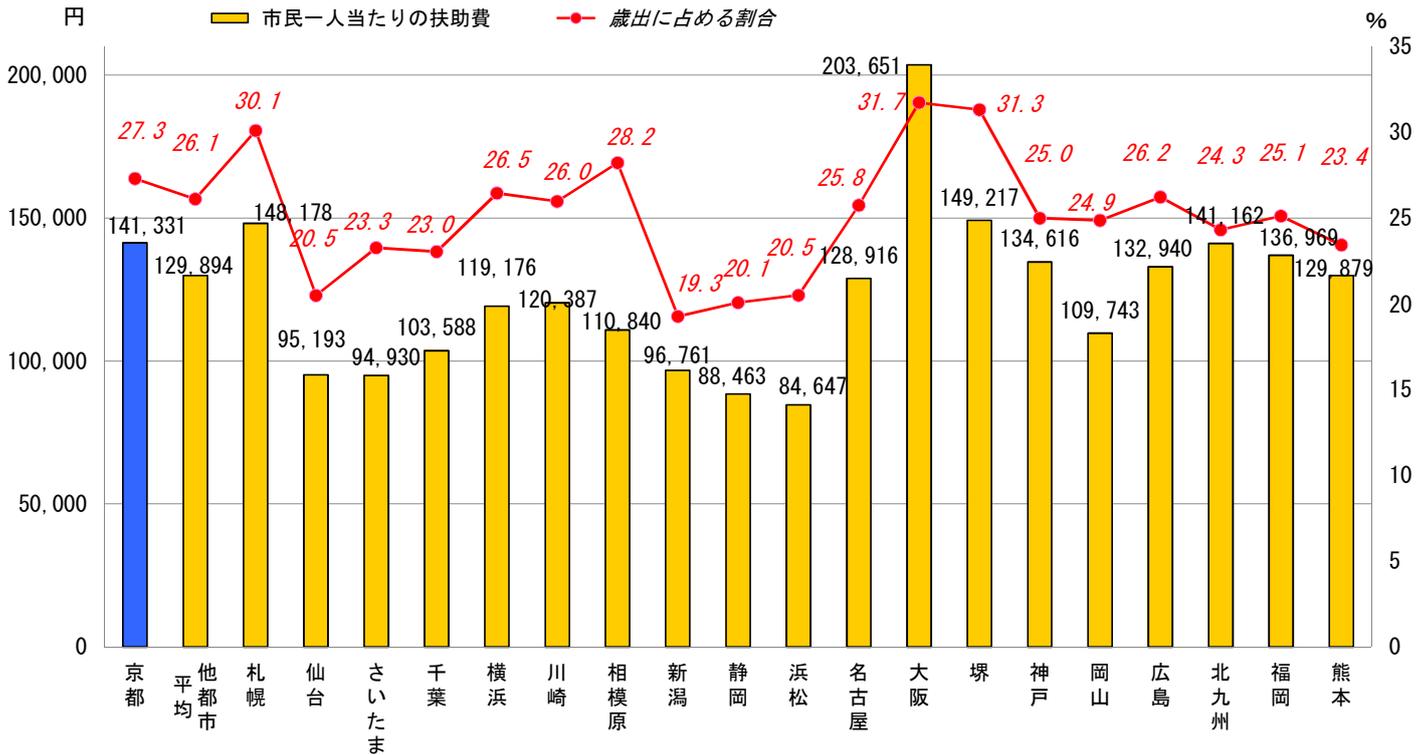


※道府県から権限移譲された県費負担教職員数を含む
 ※神戸市は29年4月1日時点（県費負担教職員数含む）

京都市の市民千人当たり職員数は、指定都市の中で6番目に多くなっています。

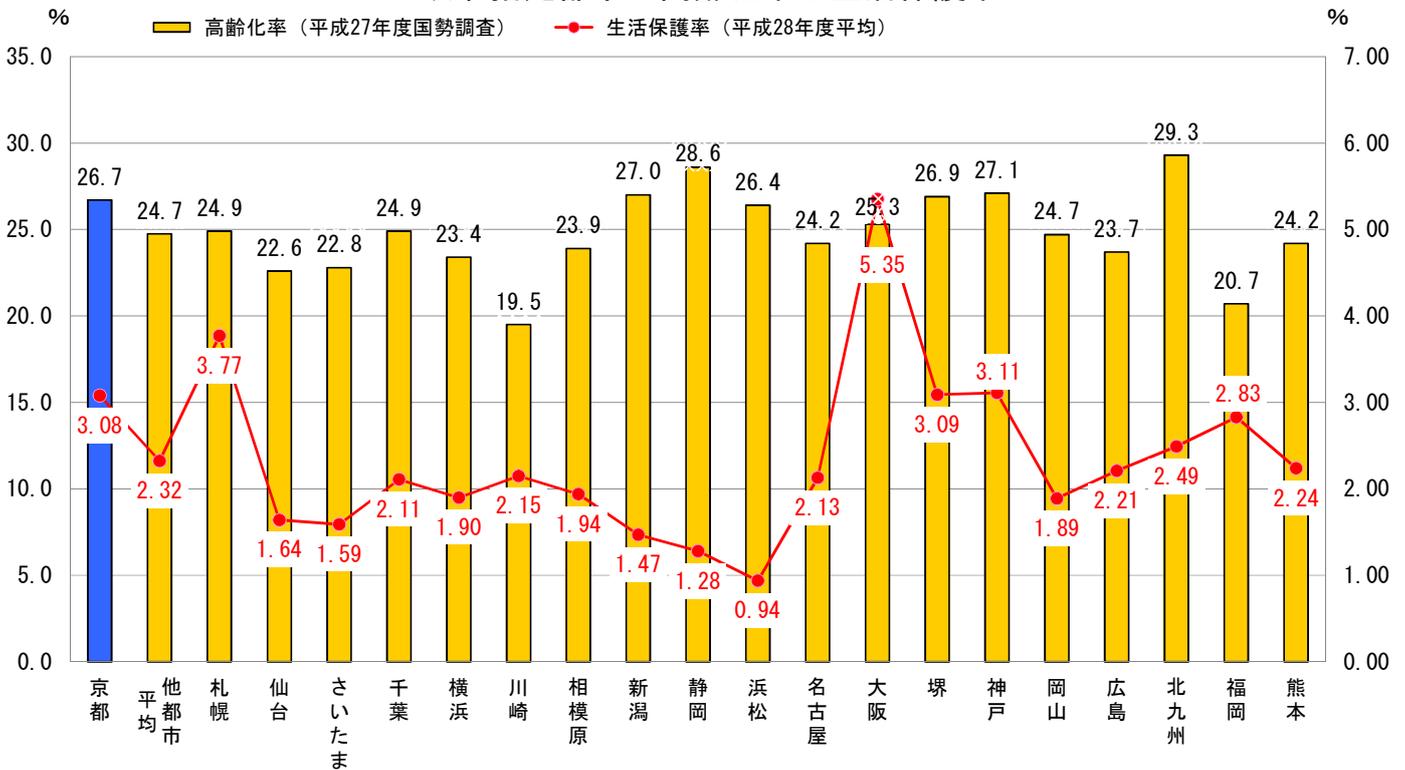
(2) 扶助費

政令指定都市の市民一人当たりの扶助費



京都市は、これまでから福祉に力を入れてきたことなどから、市民一人当たり扶助費は、指定都市の中で4番目に高くなっています。

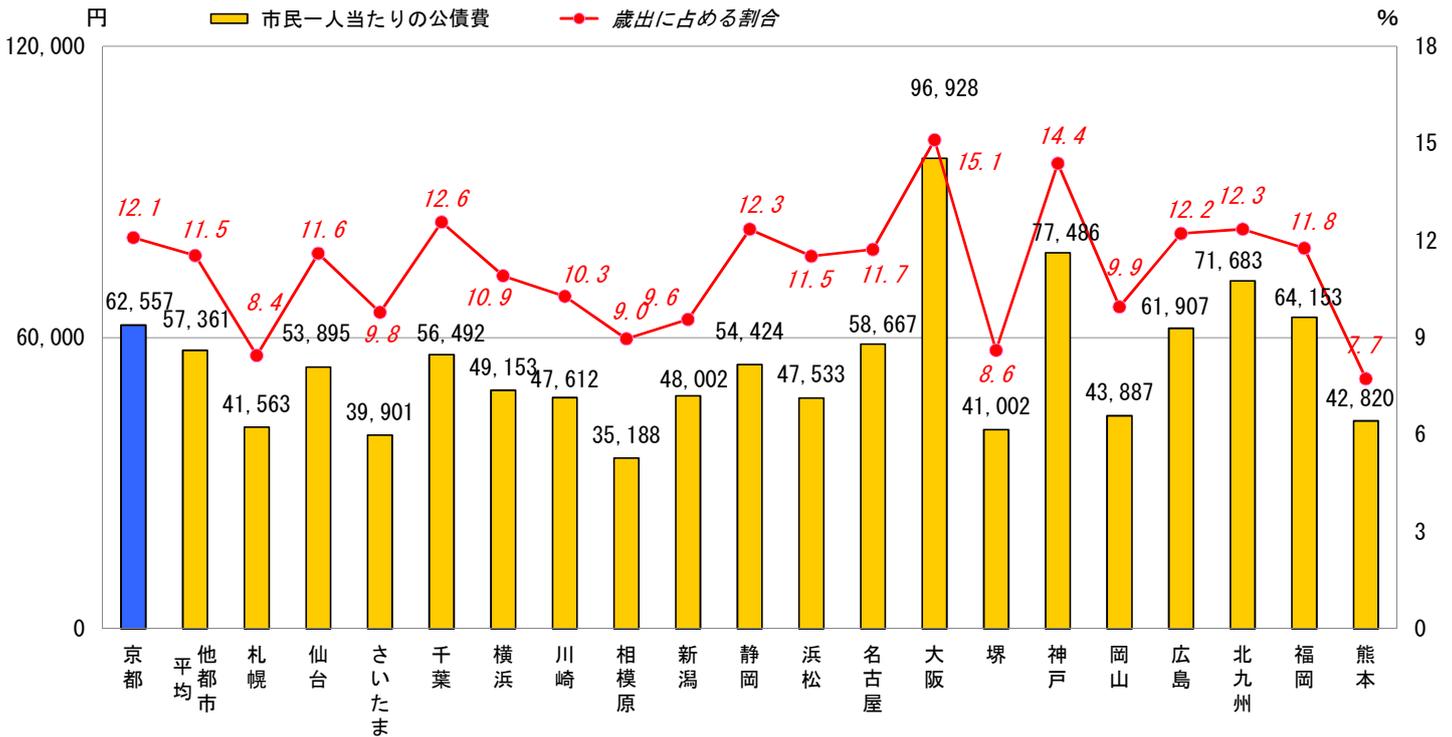
政令指定都市の高齢化率と生活保護率



京都市は、指定都市の中で、高齢化率は6番目に高くなっています。また、生活保護率は5番目に高くなっています。

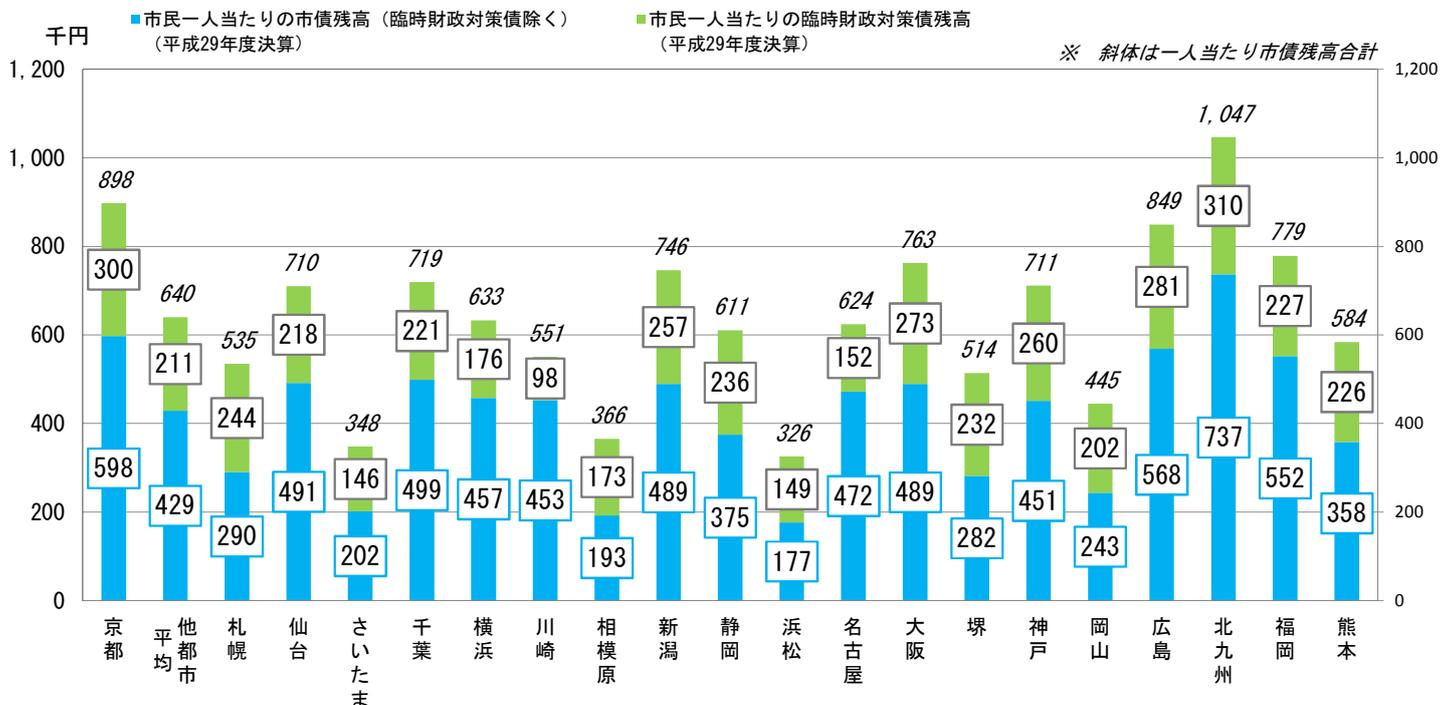
(3) 公債費

政令指定都市の市民一人当たりの公債費



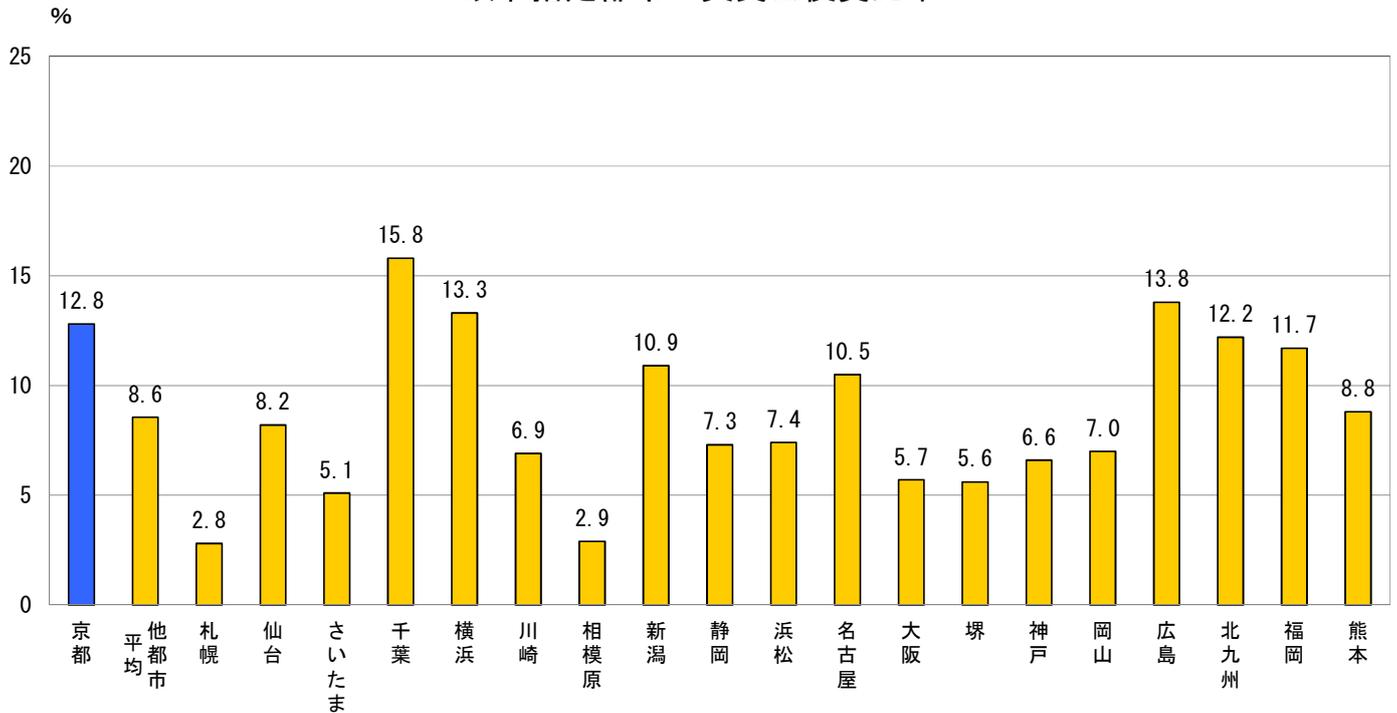
京都市の市民一人当たり公債費は、指定都市の中で5番目に高くなっています。

政令指定都市の市民一人当たり市債残高



京都市の市民一人当たり市債残高（臨時財政対策債除く）は、指定都市で多い方から2番目となっており、市債残高合計（臨時債含む）においても指定都市で多い方から2番目となっています。
 なお、新たに指定都市となった都市は、市債残高が少ないため、新しい指定都市が増えるほど平均が下がる傾向にあります。
 ※ 指定都市には、他の市町村にはない国道、道府県道の整備、維持等に係る仕事があります。

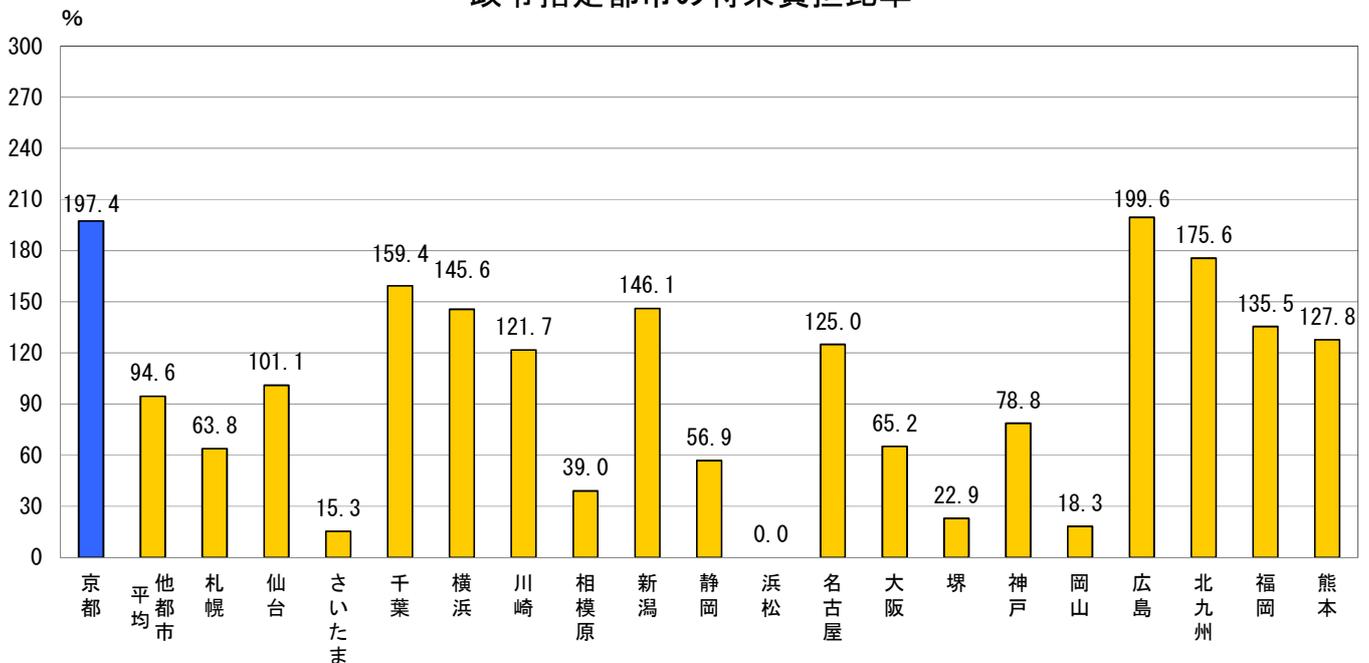
政令指定都市の実質公債費比率



実質公債費比率は、地下鉄や下水道などの公営企業の元利償還に対する繰出金も公債費に準じたものとして算定するため、指定都市は一般市に比べると総じて高い数値となっています。京都市は、交付税措置のない市債（地下鉄事業への経営健全化出資債、退職手当債、行政改革推進債など）の償還額が多くなっていることから、指定都市の中では4番目に高くなっています。

※ 8月22日時点の数値

政令指定都市の将来負担比率



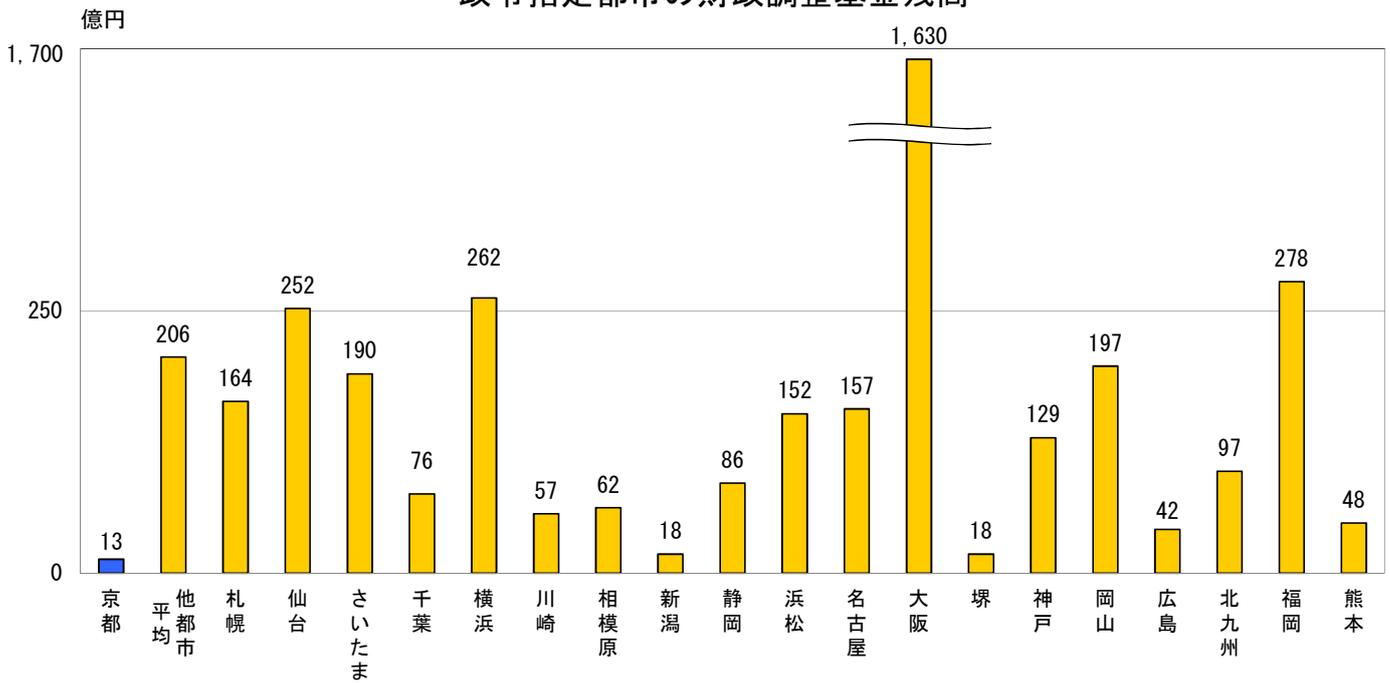
将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（市債残高（交付税措置される額を除く）、退職手当の支給予定額等）の標準財政規模に対する比率を示すもので、この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

京都市は、今後償還を行う交付税措置のない市債残高（地下鉄事業への経営健全化出資債、退職手当債、行政改革推進債など）が多くなっていることから、指定都市の中で2番目に高い水準になっています。

※ 8月22日時点の数値

3 財政調整基金残高

政令指定都市の財政調整基金残高



京都市の財政調整基金残高は13億円となっており、指定都市で最も少ない状況となっています。